

DISCLOSURE 2014



香川県信用保証協会

目 次

ごあいさつ	2
プロフィール	3
目的・役割	3
シンボルマーク	3
経営理念	4
行動指針	4
沿革	4
主な取り組みについて	5
■ 香川県中小企業支援ネットワーク推進会議	5
■ 経営力強化保証制度	6
■ かがわ中小企業再生ファンド	7
事業概況	8
■ 貸借対照表(平成26年3月31日)	10
■ 収支計算書(平成25年4月1日～平成26年3月31日)	11
■ 基本財産について	12
■ 収支差額変動準備金について	12
平成26年度経営計画	13
■ 業務環境	13
■ 業務運営方針	13
■ 業務数値目標	14
平成25年度経営計画の評価	15
■ 前年度経営計画の重点課題と自己評価	15
平成25年度トピックス	18
■ 金融機関表彰制度	18
■ 信用保証業務講座	18
■ 大学院での講義	19
第3次中期事業計画(平成24年度～平成26年度)	20
■ 業務運営方針	20
■ 体系図	21
業務の紹介	22
■ 信用補完制度の仕組み	22
■ 信用保証制度	23
■ 信用保険制度	24
■ 地方公共団体と当協会との関係	25
■ 預託	25
■ 保証協会債権回収(株)との協力関係	25
信用保証協会のご利用にあたって	26
■ ご利用いただける中小企業者	26
■ 保証の内容	27
コンプライアンス態勢	36
個人情報保護への取り組み	37
役員・組織図	39
資料編	40

ごあいさつ

平素は、香川県信用保証協会に格別のご支援、ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

信用保証協会は、信用保証制度を通じて、地域や個々の中小企業の実情に応じた資金繰り支援に尽力し、中小企業の金融面におけるセーフティネットとして大きく貢献しています。当協会の役職員一同は、こうした役割の重さに常に思いを致しながら、健全な業務運営と効率化に努め、「信頼され、顔が見える、存在感のある協会」を目指しています。

県内中小企業の経営環境は引き続き厳しい状況が続いています。このため、信用保証協会及び信用保証制度が一層その機能を発揮していくことが、各方面から期待されているものと存じます。役職員一同、中小企業の良きパートナーとして、経営の安定と強化を支援し、中小企業の振興と地域経済の発展に貢献してまいらなければならないとの決意を新たにしているところです。

本誌は、当協会の取り組みについてご理解を深めていただくために作成いたしました。

ご一読の上、今後とも、ご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。



香川県信用保証協会

会長 高木 孝征

プロフィール

平成26年3月31日現在

名 称	香川県信用保証協会
設立年月日	1949年(昭和24年)9月21日
業務開始年月日	1949年(昭和24年)10月1日
根 拠 法 律	信用保証協会法(昭和28年8月10日法律第196号)
関 係 法 律	中小企業信用保険法(昭和25年12月14日法律第264号)
基 本 財 産	140億円
保証先企業数	8,945企業
保証債務残高	件数：17,537件 金額：124,419百万円
事 業 所	香川県高松市福岡町二丁目2-2-101(香川県産業会館内)
役 職 員 数	69名

目的・役割

中小企業者のために、金融機関とともに

当協会は中小企業者のために信用保証の業務を行い、中小企業者に対する金融の円滑化を図ることを目的としています。中小企業者の方々が金融機関から事業資金の融資を受ける際に、信用補完制度の仕組みのなかで「公的保証人」となって、資金調達を容易にし、金融の円滑化を通じて中小企業者を支援する役割を担っています。

シンボルマーク

香川県の県花・県木「オリーブ」のさわやかな“若葉”と“実”をモチーフとし、企業の成長・繁栄を願うとともに、協会の活性化を図ろうとするものです。

イメージカラーは「ギャランティークリーン」と名付け、オリーブの緑、田園都市香川、そして新しくリフレッシュした生き生きとした香川県信用保証協会をイメージしています。

また、中小企業者、金融機関、協会の三者の信頼関係を育み、地域社会の活力ある発展を表しています。デザインは信用保証が「Credit Guarantee」であることから、香川県信用保証協会の愛称を「KAGAWA GUARANTEE」とし、その頭文字「K」を全体で表し「G」を“実”で表現し「川」を斜めに配して香川のイメージを強調し未来に向け飛躍する協会を表現しています。



1994年(平成6年)10月3日制定

経営理念

私たちは、中小企業の良きパートナーとして、「信用保証」により経営の安定と強化を支援し、中小企業の振興と発展に貢献します。このため、健全な業務運営と経営の効率化に努め、「信頼され、顔が見える、存在感のある協会」を目指します。

行動指針

- ① 公正、誠実、親身な対応により、サービスの向上に努めます。
- ② 仕事に創意工夫を凝らし、業務内容の充実にも努めます。
- ③ からだも心も健康で、明るくやりがいのある職場を目指します。

沿革

- | | | |
|-------|-----|---------------------------------------|
| 昭和24年 | 9月 | 財団法人香川県信用保証協会設立認可 |
| | 同月 | 財団法人香川県信用保証協会設立登記 |
| | 10月 | 高松市六番町31番地にて業務開始 |
| 昭和25年 | 4月 | 高松市五番町4番地の1へ事務所移転 |
| 昭和28年 | 8月 | 信用保証協会法公布・施行 |
| 昭和29年 | 10月 | 信用保証協会法に基づき組織変更認可 |
| | 同月 | 香川県信用保証協会として組織変更登記 |
| 昭和42年 | 11月 | 香川県中小企業センターへ事務所移転
(高松市丸の内2番地の3) |
| 昭和61年 | 4月 | 香川県産業会館(現事務所)へ事務所移転
(高松市福岡町2丁目2-2) |

主な取り組みについて

■ 香川県中小企業支援ネットワーク推進会議

平成24年4月に内閣府・金融庁・中小企業庁より公表された「中小企業金融円滑化法の最終延長を踏まえた中小企業の経営支援のための政策パッケージ」を踏まえて、平成24年9月12日に中小企業の経営改善・事業再生・業種転換等の支援を実効あるものとするため、地域金融機関、政府系金融機関、地域経済活性化機構、事業再生の実務家、法務・会計・税務等の専門家、公的機関等と当協会が連携して、中小企業の経営改善や事業再生を促す環境整備を目的として、「香川県中小企業支援ネットワーク推進会議」（以下、「推進会議」という。）を設置しました。

当協会は推進会議の事務局として、金融機関、中小企業支援機関、専門家団体などから構成されるほか、オブザーバーとして四国経済産業局、四国財務局、香川県に参加していただいています。

推進会議の活動を円滑に行うために、構成員の情報交換や再生事例などの共有を図る「協力会議」と中小企業者と金融機関（メイン行）の要請に基づくバンクミーティングとしての「経営サポート会議」を設置しました。

香川県中小企業支援ネットワーク推進会議

- ◆参加機関：地域金融機関、信用保証協会、政府系金融機関、中小企業再生支援協議会、地域経済活性化機構、事業再生の実務家、法務・会計・税務等の専門家、経営支援機関（商工会、商工会議所等）、地方公共団体、財務局、経産局等
- ◆活動：年に2～3回程度、定期的に情報交換や研修会（施策ツールの紹介、地域金融機関による再生支援取組み、再生手法に関する勉強会等）により、地域全体の経営改善、再生スキルの向上を図る。

香川県

経営支援
機関

政府系
金融機関

地域
金融機関

再生支援
協議会

地域経済
活性化機構

財務局

経産局

香川県信用保証協会

- ◆中小企業の負荷（経営改善計画の策定過程において複数金融機関との調整に多大のコストや時間を要する等）を低減し、関係者が迅速に中小企業の支援に向けた方向性について意見交換する枠組み
- ◆常設ではなく、個別中小企業者の支援のため、信用保証協会などの事務局を軸に、当該個別中小企業と関係者が集まる枠組みを想定

中小企業者とメイン
バンクの要請に基づ
き、バンクミーテ
ィングを開催

中小企業者と関係
金融機関等が意見
交換を実施

各金融機関が自らの対応
方針（条件変更等）を決定
（各金融機関が各々の判断
の下に自行の方針を決定）

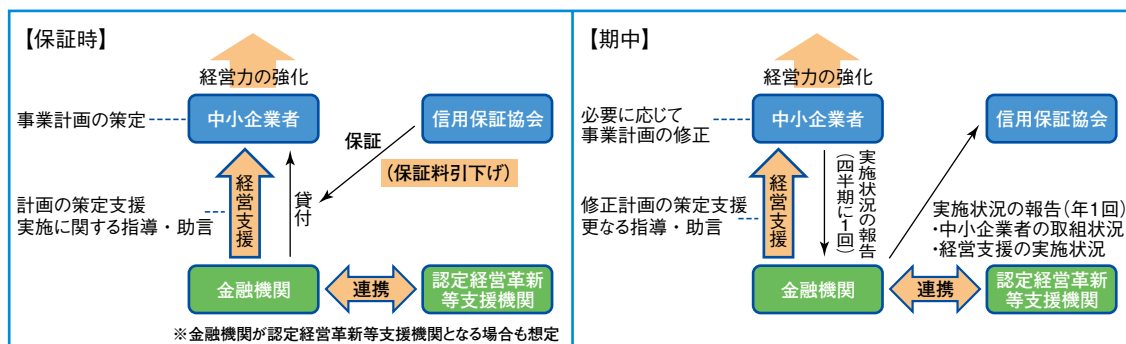
経営サポート会議

■ 経営力強化保証制度

平成24年10月に中小企業者の資金調達にあたって、金融機関が認定経営革新等支援機関（中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第17条第2項の認定経営革新等支援機関をいいます。）と連携して中小企業者の事業計画の策定支援や継続的な経営支援を行うことで、中小企業者の経営力の強化を図ることを目的に創設されました。

金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行う中小企業者の方に、申込時の信用力に対応した保証料率よりも一区分低い料率を適用し、経営改善のための支援を積極的に実施しております。

制度の仕組み



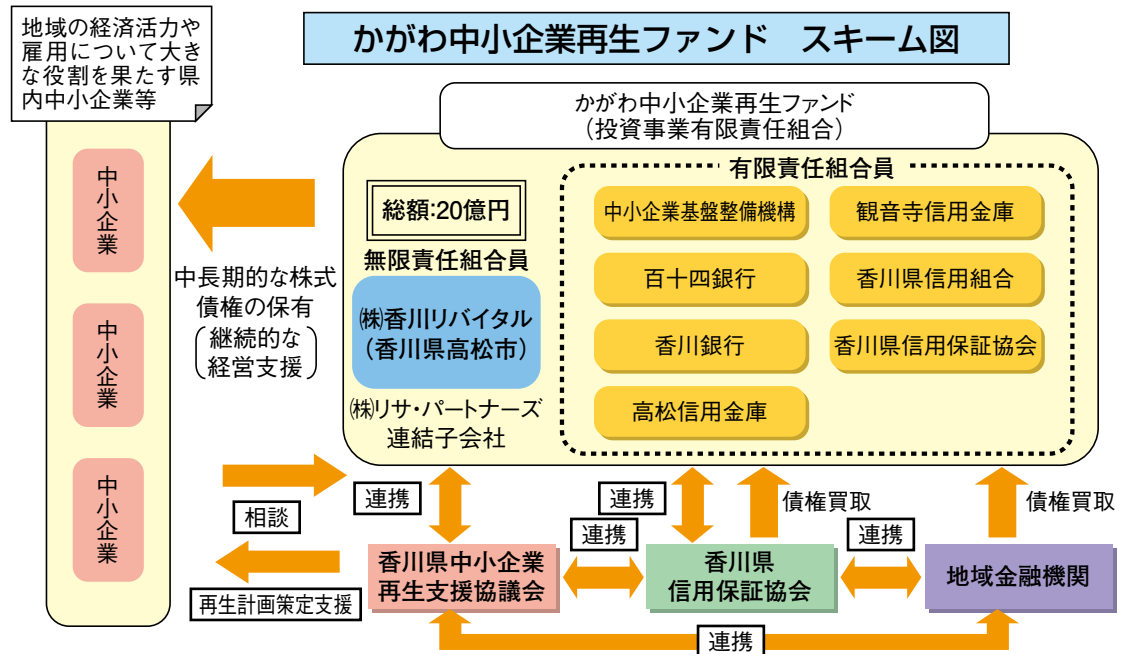
■ かがわ中小企業再生ファンド

平成25年2月に香川県内の中小企業の再生支援と地域経済活性化や雇用維持の取り組みの一環として、「かがわ中小企業再生ファンド投資事業有限責任組合（総額20億円）」を中小企業基盤整備機構、県内の5金融機関と組成しました。

ファンドの概要

名称 : かがわ中小企業再生ファンド投資事業有限責任組合
 設立 : 平成25年2月20日
 ファンド形態 : 投資事業有限責任組合
 ファンド総額 : 2,000百万円
 ファンド出資者 : 株式会社百十四銀行
 株式会社香川銀行
 高松信用金庫
 観音寺信用金庫
 香川県信用組合
 香川県信用保証協会
 中小企業基盤整備機構
 株式会社香川リバイタル

ファンドスキーム



事業概況

平成21年12月に始まった中小企業金融円滑化法が平成24年度で終了したこと、またセーフティネット保証の対象となる認定業種が減少したこと等の影響から、信用保証制度の利用は低調な推移となりました。

保証承諾は371.9億円(前年比72.9%)、期末保証債務残高1,244.2億円(前年比86.8%)、代位弁済額17.6億円(前年比53.7%)、回収額は9.5億円(前年比110.7%)となりました。

基本財産については、期末保有額139.9億円(前年度2.6億円増)、平成25年度の当期収支差額は5.3億円の黒字となりました。

平成25年度事業概況

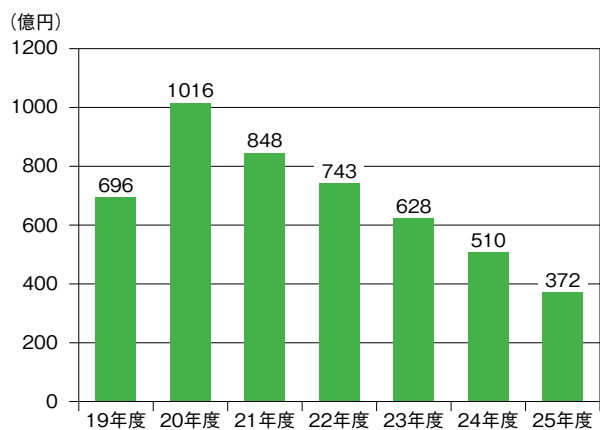
(単位：億円、%)

	金額	対前年度比
保証承諾	371.9	72.86
期末保証債務残高	1,244.2	86.76
保証債務平均残高	1,324.6	89.36
代位弁済(元利計)	17.6	53.70
実際回収額※	9.5	110.66
基本財産	139.9	101.92

※回収額は、元本及び損害金の合計金額です。

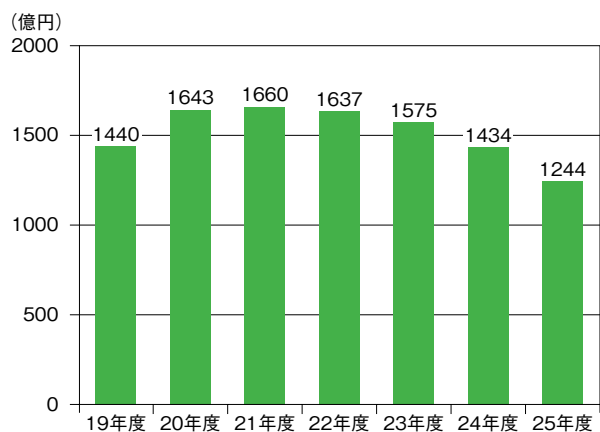
保証承諾

保証承諾は、3,630件(対前年度比79.1%)、372億円(対前年度比72.9%)となりました。



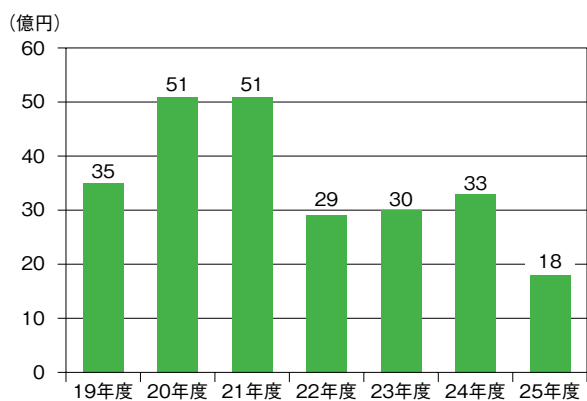
保証債務残高

保証債務残高は、17,537件(対前年度比92.9%)、1,244億円(対前年度比86.8%)となりました。



代位弁済

代位弁済は、210件(対前年度比53.4%)、18億円(対前年度比53.7%)となりました。



■ 貸借対照表 (平成26年3月31日現在)

(単位：円)

借 方		貸 方	
科 目	金 額	科 目	金 額
現金	41,018	基本財産(*3)	13,987,327,728
預け金	5,018,290,483	基金	6,282,295,620
有価証券	15,857,925,000	基金準備金	7,705,032,108
その他有価証券	1,720,000	制度改革促進基金	314,073,045
動産・不動産	213,322,607	収支差額変動準備金(*4)	3,760,959,215
保証債務見返	124,419,022,357	責任準備金	746,810,735
求償権(*1)	455,224,253	求償権償却準備金	146,253,566
雑勘定	468,845,024	退職給与引当金	758,403,395
未収利息	42,872,819	損失補償金	0
未経過保険料(*2)	274,698,971	保証債務	124,419,022,357
その他	151,273,234	求償権補てん金	0
		雑勘定	2,301,540,701
		仮受金	40,127,518
		保険納付金	61,856,533
		損失補償納付金	6,445,646
		未経過保証料(*5)	2,186,935,533
		未払保険料	834,819
		未払費用	5,340,652
合 計	146,434,390,742	合 計	146,434,390,742

- (*1) 経理上の求償権は、代位弁済した金額から、回収額、日本政策金融公庫からの保険金受領額、自己償却額を控除した額です。
- (*2) 当年度中に日本政策金融公庫に支払った保険料のうち、翌事業年度にかかる部分を計上していません。
- (*3) 基本財産とは、株式会社の資本金に相当するものです。基本財産の構成は、基金と基金準備金で構成されています。基金は、地方公共団体からの拠出である出えん金と金融機関等負担金で構成されています。また、基金準備金は、毎事業年度の決算における収支差額のうち、基金準備金として繰り入れた累計で、信用保証協会の自己造成資金です。
- (*4) 収支差額に欠損が生じた場合や急激な保証の増大により基本財産の増強が必要となった場合には、これを取り崩して、協会経営が不安定になることを防ぐことができます。
- (*5) 受入保証料のうち当該決算期間の未経過分(翌年度以降にかかる保証料)を計上しています。

■ 収支計算書(平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)

(単位:円)

	借 方	貸 方
	経常収入	1,781,671,756
<p>(*1) 決算書上の保証料は、受入保証料のうち当該決算期間に対応する額(前期末未経過保証料+当期受入保証料-当期末未経過保証料)が計上されます。</p>	保証料(*1)	1,233,918,345
	預け金利息	1,906,703
	有価証券利息配当金	276,409,708
	延滞保証料	3,852,728
	損害金	14,729,795
	事務補助金	63,531,795
	責任共有負担金(*2)	179,713,000
	雑収入	7,609,682
	経常支出	1,410,739,260
<p>(*3) 日本政策金融公庫へ支払う信用保険料(当期支払保険料+前期末未経過保険料+当期末未払保険料-当期末未経過保険料-前期末未払保険料)を計上しています。</p>	業務費	722,412,281
	信用保険料(*3)	612,337,518
	責任共有負担金納付金	61,383,221
	雑支出	14,606,240
	経常収支差額	370,932,496
	経常外収入	2,989,825,155
<p>(*4) 代位弁済により日本政策金融公庫から受領した保険金と地方公共団体、全国信用保証協会連合会から受領した損失補償補てん金からなっています。</p>	償却求償権回収金	137,573,249
	責任準備金戻入	865,541,910
	求償権償却準備金戻入	315,249,763
	求償権補てん金戻入(*4)	1,671,023,267
	保険金	1,399,464,262
<p>(*5) 年度末求償権のうち法的整理等の結果回収不能となって償却した自己求償権と求償権補てん金戻入額の合計を計上しています。</p>	損失補償補てん金	271,559,005
	その他収入	436,966
	経常外支出	2,914,353,040
<p>(*6) 景気変動等により代位弁済が想定以上に増加した場合の備えとして、保証債務残高に対して一定の割合を積み立てています。</p>	求償権償却準備金戻入(*5)	2,000,274,620
	雑勘定償却	20,824,703
	退職金	0
	責任準備金繰入(*6)	746,810,735
	求償権償却準備金繰入(*7)	146,253,566
	その他支出	189,416
	経常外収支差額	75,472,115
	制度改革促進基金取崩額	80,541,715
	当期収支差額(*8)	526,946,326
<p>(*8) 基本財産と収支差額変動準備金にそれぞれ半額を組入れ、当協会が健全な経営を行い、公共的使命を果たしていく上で、必要不可欠な基本財産の充実に当てています。</p>	収支差額変動準備金繰入額	263,473,163
	基本財産繰入額	263,473,163

○ 基本財産について

基本財産は、一般企業の資本金に相当するもので、当協会の信用力の基礎をなすものです。

当協会の最終的な代位弁済の支払い能力を示すものとして、当協会がなし得る保証債務の最高限度額算出の基礎となっています。このため、当協会が健全な経営を行い、中小企業者の保証需要に安定して応え、公共的使命を果たしていくためには、基本財産の充実が不可欠となります。

平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
13,014百万円	13,249百万円	13,549百万円	13,724百万円	13,987百万円

当協会の場合は、保証債務の最高限度額は、定款で基本財産の50倍と定められています。これを定款倍率といいます。平成25年度末の基本財産は13,987百万円となり、当協会の保証債務の最高限度額は、6,993億6千万円となります。平成25年度末の債務残高1,244億円は当協会の保証最高限度に対して、17.79%となります。

○ 収支差額変動準備金について

収支差額に欠損が生じた場合や、急激な保証の増大等により基本財産の増強が必要となった場合には、収支差額準備金を取り崩して、協会経営が不安定になることを防ぐことができます。

信用保証協会の最終担保である基本財産の確保とともに、準備金を基準どおり積み立てることで、対外信用力の維持・向上と機能強化に資することができます。

当期は収支差額526百万円のうち263百万円を繰り入れました。

(単位：百万円)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
収支差額変動準備金	2,787	3,023	3,323	3,497	3,761
(当期)収支差額変動準備金繰入額	7	235	300	175	263

※百万円未満は四捨五入しています。

平成26年度経営計画

■ 業務環境

—昨年からの政府の経済対策いわゆるアベノミクスの経済効果によって各種の経済指標がいずれも改善を示してはいるものの、県内の中小企業・小規模事業者においては、未だ景気回復を実感出来るまでには至っていないと認識しています。

金融面においても返済緩和を行っている条件変更企業が多数見られることから、今後、徐々に景気回復が波及し、県内中小企業の経営改善が進むことが期待されます。

■ 業務運営方針

このような状況下、国の中小企業政策は、セーフティネット保証について平時の運用へ移行させるとともに、創業等の支援や中小企業の経営改善及び事業再生の支援強化を打ち出しています。当協会は、国及び地方公共団体の施策に呼応し地域経済を支えている中小企業・小規模企業者の経営基盤の安定に資するため、健全な業務運営と経営の効率化に努め、「信頼され、顔が見える、存在感のある協会」を目指して次のとおり取り組みます。

- ① 信用保証協会利用企業数が毎年減少している状況下、新規保証利用企業の確保を図るとともに、国及び地方公共団体の政策保証をはじめとした各種保証の推進を図ります。また、これら保証推進のために金融機関との一層の連携強化に努めます。
- ② 大口保証利用企業のうち経営が悪化している企業には、適宜適切な対応を行い期中管理の強化に取り組みます。
- ③ 無担保かつ第三保証人のいない求償権が増加している状況下、引き続き早期に債務者の現況を把握し早期回収交渉に努める等、回収の最大化に努めます。また、回収担当者間で回収に関する情報の共有化を図るほか、回収担当者の対応能力向上に取り組みます。
- ④ 健全な業務運営のため、引き続きコンプライアンス、危機管理の充実・強化に取り組むとともに、広報活動の充実・強化に努めます。
- ⑤ 次期システム選定について着実に進めます。
- ⑥ 以上の取り組みを着実に推進するため、ガバナンス態勢の強化に努めます。

■ 業務数値目標

平成26年度の保証承諾・保証債務残高・代位弁済・回収の数値計画は、以下のとおりです。

	金額（単位：百万円）
保証承諾	37,000
保証債務残高	113,700
代位弁済	3,000
回収	700

平成25年度経営計画の評価

当協会では、経営の透明性を一層向上させ、対外的な説明責任を果たすため、年度経営計画、中期事業計画等を積極的に公表し、計画の実施状況等について自己評価を行うとともに、第三者評価機関として、学識経験者、公認会計士、弁護士の有識者によって構成される外部評価委員会を設置し、業務実績等の客観的評価を受け、その結果を公表しています。

平成26年6月27日に外部評価委員会が開催され、年度経営計画について評価を受けました。外部評価委員会の意見・アドバイス及び自己評価については当協会ホームページでも公表しています。

■ 前年度経営計画の重点課題と自己評価

(1) 保証部門

(重点課題)

- ①企業情報の共有化と経営支援の強化
- ②目利き職員の養成
- ③新規保証利用企業の確保
- ④利用者の利便性の向上

(自己評価)

金融機関との現場レベルでの連携強化や情報共有を図るため、事務打合せ会を6金融機関と実施しました。また、目利き職員を養成するため、連合会実務研修の課題別研修に積極的に保証部・経営支援部の職員を派遣しました。

保証利用企業数の維持を図るため、上期・下期にて新規先保証推進キャンペーンを実施し特別預託を行いました。また、利用者の利便性の向上のため、ホームページを活用し様々な情報を発信しました。

(2) 期中管理部門

(重点課題)

- ①返済緩和の条件変更企業等の管理強化
- ②大口の保証利用企業に対する重点管理継続
- ③中小企業の経営改善を支援する取り組み

(自己評価)

中小企業金融円滑化法終了後も引き続き金融機関と連携して返済緩和の条件変更に取り組み、事故報告を受けた企業および事故報告後に返済緩和の条件変更を行った企業についても、事業の継続性を見極めたうえで再度の返済緩和等に対応しました。

重点管理企業には、毎月末に延滞等が発生していないかどうかのチェックを行い、延滞が発生している場合は、金融機関に電話照会するなど早期対応に努めました。

金融機関との連携のもと、中小企業者の経営改善計画策定支援については香川県経営改善支援センターへ、事業再生計画策定支援については香川県中小企業再生支援協議会への相談を促し、国や県等が推進する支援施策活用の提案を行いました。また、中小企業再生支援協議会とは引き続き、月1回の定例会を開催し、個別企業の進捗状況について情報交換に努めました。

(3) 回収部門

(重点課題)

- ① 求償権の回収体制の合理化・効率化
- ② 積極的かつ効果的な法的措置などの実施
- ③ サービサー（保証協会債権回収株式会社）の活用

(自己評価)

新規求償権は、代位弁済前に回収担当者を決め、債務者等の資産調査等現状を把握して、早期の弁済交渉や担保処分をめざしました。

本訴・支払督促・仮差押・競売等の法的措置の積極的かつ効果的な実施と、保証協会債権回収株式会社への新規委託の実施で、回収の効率化に努めました。

(4) その他間接部門

(重点課題)

- ① 危機管理体制の強化
- ② コンプライアンスの充実・強化
- ③ 現行システムの検証と次期システムの検討

(自己評価)

危機管理委員会を開催し、事業継続計画における代替拠点として、香川インテリジェントパーク内に被災時対応スペースを確保したほか、安否確認システムを導入し、危機管理の強化に努めました。

役職員を対象とした内部研修の実施やコンプライアンス情報の発信に努めました。また、役職員一人ひとりがこれまで以上に、コンプライアンス意識、危機管理意識を持つことの周知を図りました。

現行システムについてはアウトソーシング先との連絡を密にし、システムの検証を実施して事故防止に努めました。次期システムについては、他協会からの情報収集に努めると同時に検討委員会において現状の事務処理等を確認し、候補システムの評価準備を進めました。

外部評価委員の意見等

1. 信用保証協会の使命に基づいて、業務に取り組まれていることは評価できます。更に、中小企業に対する金融支援・経営支援・再生支援に積極的に取り組むとともに、経営基盤の強化と健全経営に努め、中小企業の良きパートナーとしての役割を発揮してください。
2. 平成21年度以降保証承諾が減少しています。
景気動向に加え中小企業の資金需要の状況が反映されたという事情はありますが、従来どおり中小企業の資金需要に更に的確に対応し、適正保証を継続する点からも一定の残高確保は望ましいことと考えられますので、金融機関との連携を深めるなど一層の努力をお願いします。
3. 期中支援については、重点管理対象企業の拡大を図る等、きめ細かい支援強化を実施した結果、財務内容の好転した企業が見受けられます。
一方、中小企業金融円滑化法による返済緩和等が行われた保証債務については、代位弁済の増加が懸念される状況にあり、更なる期中支援の強化を期待します。
4. 平成18年度以降の不動産担保や保証人に過度に依存しない保証の実施によって無担保かつ第三者保証人のいない求償権が増加する状況の下で、回収体制の合理化・効率化に取り組んだ結果、計画比136%、金額にして9億52百万円の回収実績を上げた事は評価できます。
平成25年度は代位弁済が低位に推移しましたが、今後については増加も予想されることから、なお一層回収の進捗管理に注力し地道な回収努力を続けてください。
5. 危機管理体制についてはBCPの実効性確保に向けてさらに努力を続けて下さい。
反社会勢力対応は適正に対応できる体制が整えられているようですが、その充実・強化に向けて更なる努力をお願いします。
6. コンプライアンスは、年度当初に策定されたプログラム内容が着実に実施されました。コンプライアンスの意識づけは継続的に行うことで定着が図られますので、今年度行った外部講師による講習などプログラムの充実を図り、役職員の法令順守意識を高め、倫理観とともに行動出来るような体制を目指して引き続き努力してください。
7. 従来からの安定した財務基盤を今年度も維持され、保証を引き受ける余力を十分に確保されていることは評価できます。
それに加えて今後とも、保証協会を取り巻く環境の変化に備え、一層の財務基盤の強化を目指すことを期待します。

平成25年度トピックス

■ 金融機関表彰制度

平成24年度の保証利用状況が特に良好な金融機関の店舗に対して、感謝状を贈呈しています。

開催日 平成25年6月24日



■ 信用保証業務講座

金融機関の入行3年目から8年目の行員の方々に、信用保証制度への理解を深めていただき、中小企業の金融の円滑化を図るため、信用保証業務講座を開催しています。

開催日 平成25年10月9日～10日
平成26年1月17日



■ 大学院での講義

地域のビジネスパーソンへの情報発信の場として、香川大学大学院地域マネジメント研究科で信用保証業務や中小企業金融の動向、課題などについて講義を行いました。

開催日 平成25年11月8日



第3次中期事業計画（平成24年度～平成26年度）

■ 業務運営方針

当協会の経営理念と行動指針に沿って、中小企業の振興と地域経済の発展に貢献していくため、健全な業務運営と経営の効率化に努めるとともに、次の事項を主要項目として取り組みます。

(1) 経営支援の強化と職員の資質向上

企業ごとに担当者を割り当てている体制のもとで経営改善や経営相談を積極的に行い、経営支援を強化します。職員の資質向上と金融機関との情報の共有化に努めます。

(2) 政策保証の推進

不動産担保に依存しない資金調達方法として創設・拡充された流動資産担保融資保証の推進を図るとともに、利用が減少している特定社債保証についても、企業の返済負担が大きい期限一括償還方式にかえて定時償還方式での利用促進を図ります。特に、業況が悪化している企業に対し、セーフティネット保証を積極的かつ弾力的に行います。その際、きめ細かく親身な相談を行い金融機関と協調して資金調達に迅速に対処します。

(3) 利用者の利便性の向上

金融機関との情報共有化を推進するとともに、保証審査の効率化、迅速化を図ります。

また、ホームページを活用し、金融機関、中小企業者に最新の情報を提供し、利便性を向上させ、また、平成23年度に導入した協会団信制度の浸透を図ります。

(4) 期中管理の充実・強化

事故報告を受けた企業を中心とした従来の期中管理のほか、重点管理企業を選定し、金融機関と連携のもと、経営支援等を含む期中支援に取り組むことにより、期中管理の充実・強化を図ります。

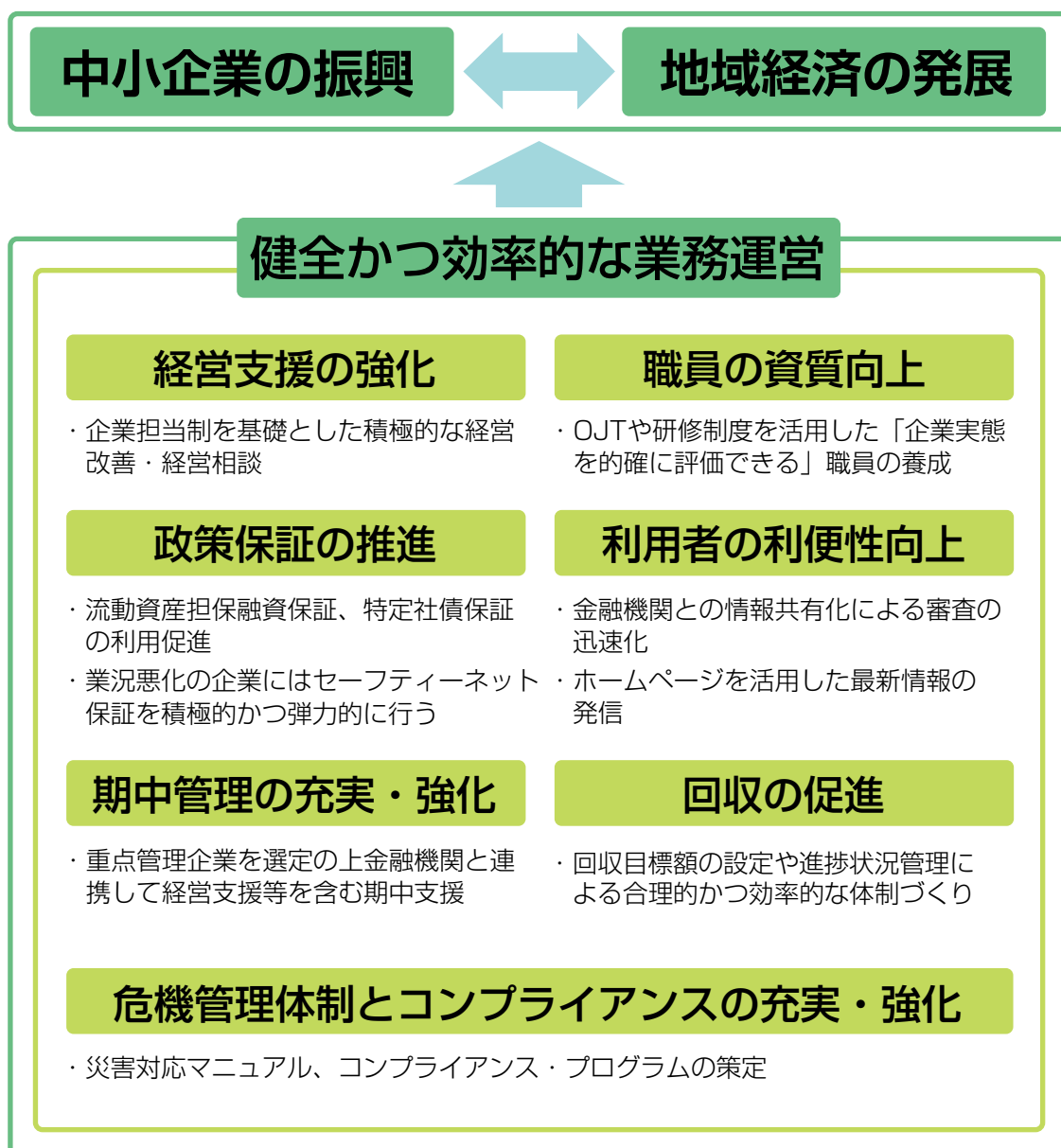
(5) 回収の促進

無担保保証の拡大や第三者連帯保証人を徴求しないことなどにより回収額は減少が続いています。そのため、新規代位弁済案件について早期に回収計画を立て回収に着手します。担当者ごとの回収目標額の設定を行い、ヒアリング等により回収の進捗管理に努め、物件処分による回収ならびに定期回収額の確保に注力します。また、積極的かつ効果的な法的措置の実施やサービサー（保証協会債権回収株式会社）の活用により、無担保求償権の回収の増加に努めます。

(6) 危機管理体制とコンプライアンスの充実・強化

危機管理体制とコンプライアンスの充実・強化を図るとともに、業務の効率化・制度改革に対処するため、次期電算システムの検討を行います。

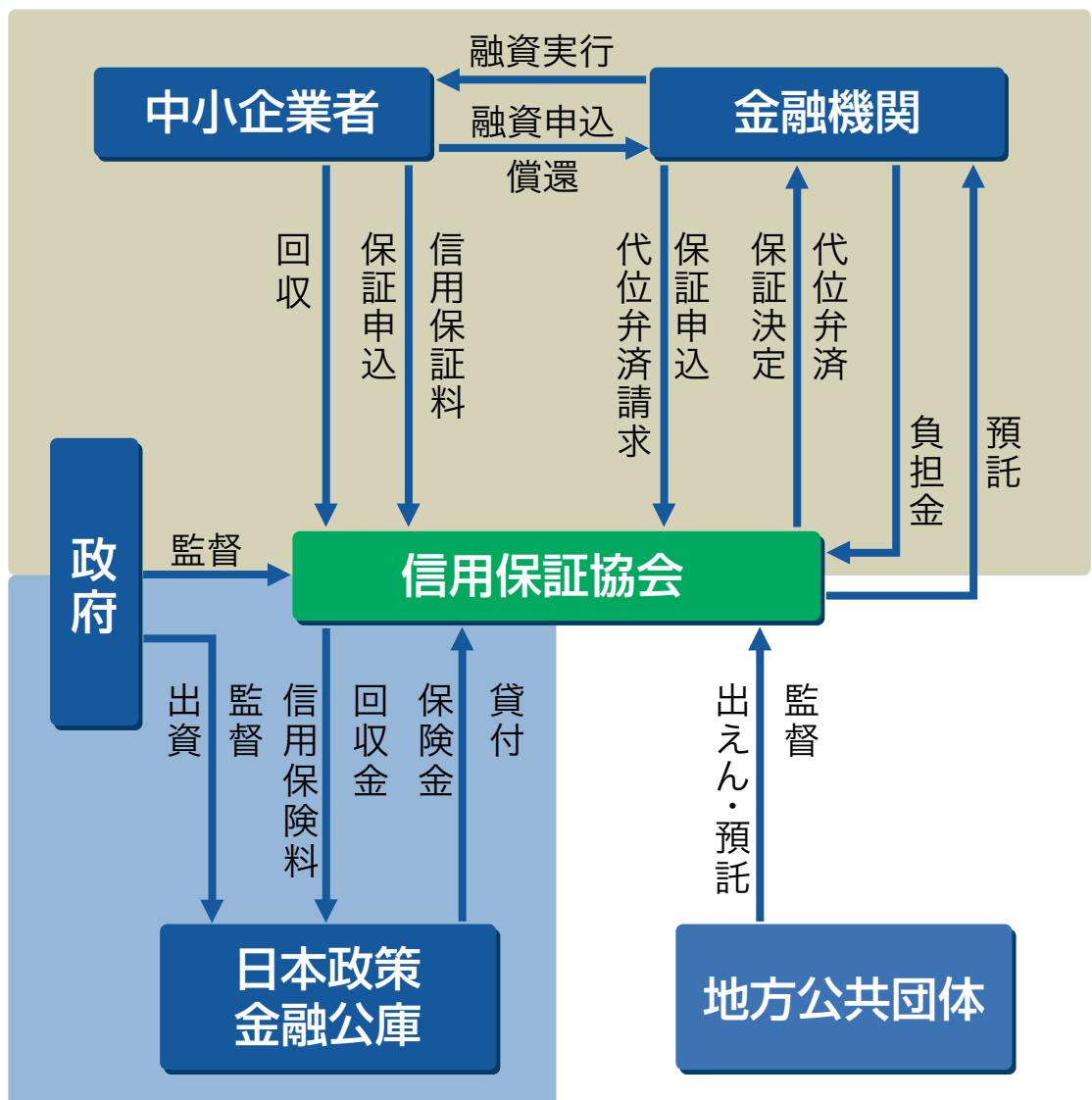
■ 体系図



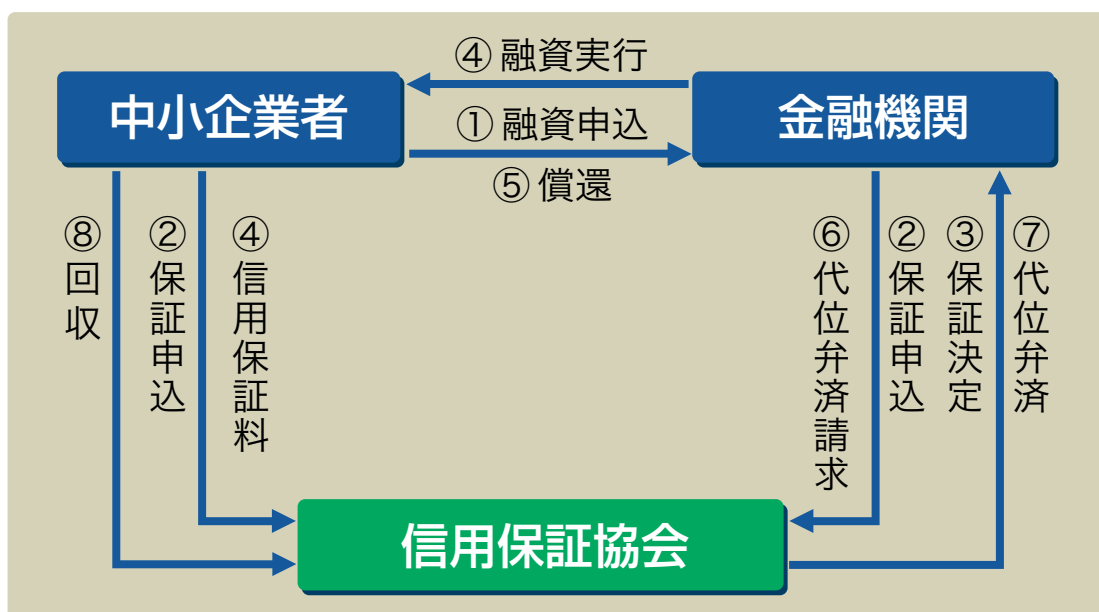
業務の紹介

■ 信用補完制度の仕組み

中小企業者の皆さまが金融機関から事業資金の融資を受けるとき、あるいは資本市場からの事業資金調達を目的とした私募債を発行するとき、保証協会が保証人となって借入や発行を容易にし、企業の育成を金融の側面から支援する制度が「信用保証制度」です。この制度をより強固なものとするため「信用保険制度」があります。信用保険制度は保証債務の履行（代位弁済）という保証協会のリスクを政府全額出資の日本政策金融公庫の保険によってカバーする制度です。この2つの制度を総称して「信用補完制度」と呼んでいます。



■ 信用保証制度



信用保証制度の当事者は、基本的には中小企業者、金融機関、当協会の三者です。

- ①～② 中小企業者からの融資申込を受理した金融機関は、当協会に保証申込(保証契約の申込)をします。同時に中小企業者は当協会に保証委託申込(保証委託契約の申込)をします。また、中小企業者が先に当協会に保証委託申込をし、当協会が借入希望金融機関にあっせんする方法もあります。
- ③ 当協会は審査のうえ、信用保証を適当と認めるときは保証します。
- ④ 金融機関は中小企業者に融資を行います。融資が実行されたとき(または契約締結したとき)、中小企業者から所定の信用保証料を金融機関を通して当協会へお支払いいただきます。
- ⑤ 中小企業者は融資条件によって返済します。
- ⑥ 中小企業者が諸事情によって、その借入金の全部または一部の返済ができなくなったとき、金融機関は当協会に保証債務の履行(代位弁済)の請求を行います。
- ⑦ 当協会は、この請求に基づいて中小企業者に代わってその金額を金融機関に支払います。(代位弁済)
- ⑧ 当協会は、以後、中小企業者の実情に即して回収を図ります。
また、平成13年4月からは、一部債権の管理回収を保証協会債権回収(株)に委託し、同社と一体となって回収を図っています。

■ 信用保険制度



日本政策金融公庫と当協会は信用保険契約を締結し、保険契約に基づき日本政策金融公庫は当協会の保証に対して保険を引き受けます。当協会は信用保証料から、信用保険料を日本政策金融公庫に支払います。日本政策金融公庫は、当協会が金融機関に代位弁済したとき、代位弁済した元本の70%または80%を保険金として当協会に支払います。当協会は代位弁済した中小企業者からの回収金を、保険金の受領割合に応じて日本政策金融公庫に納付します。

■ 地方公共団体と当協会との関係

地方公共団体では、県内中小企業者の金融の円滑化を図るため、当協会及び金融機関と協調して制度融資を実施しています。

制度融資によっては、保証料の基本料率からの引き下げ分について保証料補給金の交付されるものや、損失補償契約に基づき、当協会が代位弁済の際に、日本政策金融公庫の保険でカバーされない部分の全部または一部を損失補償金として交付されるものがあります。

損失補償を受けたものについて中小企業者から弁済を受けた場合には、損失補償金の受領割合に応じて地方公共団体に返納します。

■ 預託

当協会が金融機関に行う預託は、金融機関が中小企業者に対して金融をより積極的に行いやすくする効果と貸出金利を引き下げる効果があります。預託の原資としては、地方公共団体借入金があり、地方公共団体制度融資を推進するための預託金となります。

預託は適正保証の推進等を目的に保証付貸出のある金融機関に対して行い、その配分は、保証の量的側面（保証債務残高、保証債務平均残高、保証承諾額または件数）と質的側面（代位弁済率または代位弁済額等）の両方を地方公共団体が考慮して決定しています。

■ 保証協会債権回収（株）との協力関係

当協会が金融機関に代位弁済した後は、中小企業者から直接、当協会へご返済いただくこととなります。この代位弁済後の求償権回収は、信用補完制度の健全性維持、発展のために欠かせない重要な業務です。

その業務を担うため、平成13年4月、全国52の信用保証協会が出資して設立された保証協会債権回収（株）が営業を開始しました。同社は、平成14年4月に香川営業所を開設し、債務者の個々の実情に即した細やかな対応のできる態勢をとってきました。

なお、平成25年度の保証協会債権回収（株）香川営業所による委託回収額は回収計画額100百万円に対して、100百万円と計画を達成しました。

信用保証協会のご利用にあたって

■ ご利用いただける中小企業者

企業規模・業種・所在地等一定の要件を満たした中小企業者の方がご利用になれます。

(1) 企業規模

常時使用する従業員数または資本金のいずれか一方が下表に該当する場合にご利用いただけます。

業種	資本金	従業員
製造業等	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業(飲食業含む)	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
医療法人	—	300人以下

以下の政令特例業種については規模要件が異なりますのでご注意ください。

業種	資本金	従業員
1. ゴム製品製造業(自動車または航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く)	3億円以下	900人以下
2. ソフトウェア業	3億円以下	300人以下
3. 情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
4. 旅館業	5,000万円以下	200人以下

なお、上記以外でも「中堅企業者」としてご利用いただける場合があります。

(2) 業種

基本的に商工業のほとんどの業種でご利用いただけます。

ただし、農林・漁業、遊興娯楽業のうち風俗関連営業、金融業、学校法人、宗教法人、非営利団体(NPOを含む)、LLP(有限責任事業組合)等、その他当協会が支援するのが難しいと判断した業種等についてはご利用いただくことができません。また、許認可や届出を必要とする業種を営んでいる場合は、当該事業に係る許認可等を受けていることが必要です。

(3) 所在地

法人の場合は本店(※1)または事業所のいずれかを、個人の場合は住居(※2)または事業所のいずれかを香川県内に有し、事業を営んでいることが必要です。なお、制度要綱等で定めがある場合はその定めによります。

(※1) 本店とは、単なる登記上の所在地というだけでなく、事業実態があることが必要です。

(※2) 住居とは、単なる住民登録上の住所というだけでなく、原則として現に居住していることが必要です。

- (注1) 家族従業員、臨時の使用人、会社役員は従業員に含みません。
- (注2) 組合の場合は当該組合が保証対象事業を営むこと、または、その構成員の2/3以上が保証対象事業を営んでいることが必要です。
- (注3) 資本金が上表の規制を超えている会社で、かつ、従業員数が9割を超えている場合(例：製造業271人以上)は、従業員数確認資料が必要です。
- (注4) 製造業等の「等」とは卸売業、小売業、およびサービス業以外の業種をいいます。[業種別]建設業(測量業、地質調査業、水路測量業を含む)、不動産業(不動産取引業、不動産賃貸業、貸家業、貸間業)、運送業、通運事業、倉庫業、印刷業、出版業、ガス供給業、損害保険代理業、土石採取業、木材伐出業、鋳業
- (注5) 医療法人等とは医療法人および医業を主たる事業とする社会福祉法人、財団法人または社団法人をいいます。
- (注6) NPO法人、LLP(有限責任事業組合)等は事業内容にかかわらず対象となりません。(NPO法人については、所定の要件に該当する場合はご利用になれることがあります。)

■ 保証の内容

(1) 保証限度額

中小企業者に対する保証金額の最高限度額は、普通保証2億円(組合の場合は4億円)に、無担保保証8,000万円を加えた、2億8,000万円(組合の場合は4億8,000万円)が通常の限度額となります。ただし、国の施策による特別の資金を対象とした保証制度もあります。また、香川県・市町の制度融資の保証については、それぞれの融資制度要綱等に定められている融資限度額が保証限度となります。

(2) 資金使途

中小企業者とその事業経営に必要な資金(運転資金および設備資金)に限られます。

- ① 金融機関の既存の債権の回収にあてる資金は、認められません。
ただし、協会が特別の事情があると認めた場合は、この限りではありません。
- ② 特定事業(保証の対象となる事業)と非特定事業(保証の対象とならない事業)を兼業している場合は、当該資金が特定事業に使われることが明らかなものに限られます。

(3) 連帯保証人

次のような特別な事情がある場合を除き、法人代表者以外の連帯保証人を徴求しません。

- ① 実質的な経営権を有している者、営業許可名義人または経営者本人の配偶者(当該経営者本人と共に当該事業に従事する配偶者に限る。)が連帯保証人となる場合
- ② 経営者本人の健康上の理由のため、事業承継予定者が連帯保証人となる場合
- ③ 財務内容その他の経営の状況を総合的に判断して、通常考えられる保証のリスク許容額を超える保証依頼がある場合であって、当該事業の協力者や支援者から積極的に連帯保証の申し出があり協力者・支援者からその支援姿勢を証する書面の提出がある場合

(4) 担保

必要に応じ徴求します。

担保物件は原則として土地、建物等とします。

責任共有制度

信用保証協会と金融機関とが責任を共有し、両者が連携して中小企業者の皆さまに対する融資・経営支援など、より一層適切な支援を行うことを目的として、平成19年10月1日責任共有制度が導入されました。

責任共有制とは

従来、原則100%保証(全部保証)であった保証付融資について、金融機関が一定のリスクを負担する仕組みに変更したもので、「部分保証方式」と「負担金方式」の2つの方式があります。

金融機関が2つのうちからいずれかを選択して採用することとなっています。

金融機関の負担割合はいずれの方式においても同等です。

対象となる制度は

原則としてすべての保証が対象となりますが、一部対象から除外となる保証制度があります。

【責任共有制度の対象外となる制度】

- 経営安定関連保証(セーフティネット)1号～6号
- 災害関係保証
- 特別小口保険に係る保証
- 創業関連保証(支援創業関連保証及び再挑戦支援保証を含む)、創業等関連保証
- 事業再生保証
- 小口零細企業保証(*)
- 求償権消滅保証
- 中堅企業特別保証
- 東日本大震災復興緊急保証
- 経営力強化保証(責任共有対象外保証を残高と同額以内で借換する場合)
- 事業再生計画実施関連保証(責任共有対象外保証を残高と同額以内で借換する場合)

〔*責任共有制度の対象から除外される保証制度として創設された全国統一保証制度です。〕

ご利用いただける方	従業員数 製造業…20名以下 卸・小売・サービス業…5名以下の法人・個人等
資金使途	運転資金、設備資金
融資限度額	1,250万円(*1)
貸付形式	証書貸付、手形貸付、手形割引(*2)
保証期間	10年以内(据置1年以内)
返済方法	均等分割返済または一括返済(期間1年以内)
信用保証料	保証協会所定の料率

(*1) すでにご利用いただいている信用保証付の融資残高との合計が1,250万円となる必要があります。

(*2) 極度設定のある貸付・割引(根保証形式のもの)は除きます。

信用保証料

協会の保証によって融資を受けた中小企業者のお客さまには、協会保証の利用の対価として信用保証料をお支払いいただきます。信用保証料は、日本政策金融公庫に支払う信用保険料・代位弁済に伴う損失の補てん・経費等、信用保証制度を運用する上で必要な費用に充当するものです。

信用保険料を計算する際の保険料率は、国が政令等で規定し、この保険料率の体系を踏まえて全国信用保証協会連合会が中小企業庁の確認のもと、信用保証料率のガイドラインを作成しています。

このガイドラインに基づき、保証協会は保証料率を決定しています。

(1) 信用保証料率体系

特定の保証制度を除き保証料率は、お客さまの経営状態等を踏まえた9区分となっており、中小企業信用リスク情報データベースにより、お客さまの確定決算内容の評価し、料率を決定します。

基本となる保証料率は「責任共有保証料率」で、責任共有制度の対象外となる保証の場合には「責任共有対象外保証料率」が適用されます。

また、保証料率算定の基準となる金額区分は、「責任共有保証料率」、「責任共有外保証料率」とともに、「保証付融資合計額」となっています。

区分	責任共有保証料率 (%) (特殊保証)	責任共有外保証料率 (%) (特殊保証)
1	1.90 (1.62)	2.20 (1.87)
2	1.75 (1.49)	2.00 (1.70)
3	1.55 (1.32)	1.80 (1.53)
4	1.35 (1.15)	1.60 (1.36)
5	1.15 (0.98)	1.35 (1.15)
6	1.00 (0.85)	1.10 (0.94)
7	0.80 (0.68)	0.90 (0.77)
8	0.60 (0.51)	0.70 (0.60)
9	0.45 (0.39)	0.50 (0.43)

* 「責任共有保証料率」は、保証委託額に対して計算される保証料を借入金額に対する率で表示したものです。

* 「責任共有外保証料率」は、保証委託額に対する率で表示したものです。

* 「特殊保証」とは、「手形割引根保証」、「当座貸越根保証(カードローンを含む)」を指します。

(2) 中小企業信用リスク情報データベース

当協会では、保証料率の区分を決定する際、お客さまの財務内容を中小企業信用リスク情報データベース(以下「CRD」という)により評価しています。CRDとは、平成13年3月、中小企業庁が中心となって中小企業金融の円滑化を支援することを目的に創設された中小企業者に関する日本最大のデータベースです。

(3) 信用保証料の計算

信用保証料の基本的な計算は次のとおりです。

① 返済方法が一括返済の場合

保証金額×保証期間(月数) / 12×保証料率(年率)

② 返済方法が均等分割返済の場合

保証金額×保証期間(月数) / 12×保証料率(年率)×分割返済回数別係数*

* 分割返済回数別係数は返済回数によって決定します。

分割返済回数	6回以下	7回以上 12回以下	13回以上 24回以下	25回以上
分割返済回数別係数	0.700	0.650	0.600	0.550

(4) 料率が一律の保証

セーフティネット保証や流動資産担保融資保証などの特別な保証は、政策的に配慮された一律の保証料率が適用されます。

セーフティネット保証等は、政策的配慮から一律の保証料率で料率も低く設定されていますが、経営状況が良好な中小企業の場合、一般保証を利用した方が保証料率が低くなる場合もあります。

ご利用に際しては、セーフティネット保証利用のメリットと一般保証を利用した場合の信用保証料のメリット等を考慮の上、いずれかを選択していただくことができます。

* 個別のケースにつきましては、お問い合わせください。

(5) 信用保証料の支払い等

信用保証料は、融資実行と同時(当座貸越根保証は契約締結時)に融資金融機関を通じてお支払いいただきます。その金額は、「信用保証決定のお知らせ(お客様用)」に記載されています。

保証申込時に、「保証料分納承認依頼書」を提出いただき、当協会が承認した場合は、信用保証料を分納することができます。

主な協会制度保証

保証制度名	概要	保証限度額 ()は組合	保証期間	資金使途	融資利率 (年率%)	保証料率 (年率%)	担保 割引 適用	責任 共有 対象
普通保証	一般的な事業資金が必要な方	2億8,000万円 (4億8,000万円)	20年以内	運転資金 設備資金	金融機関 所定利率	0.45～ 1.90	○	対象
手形貸付 根保証	手形貸付により一定の範囲内での反復継続的な事業資金が必要な方	2億8,000万円 (4億8,000万円)	2年以内	運転資金	金融機関 所定利率	0.45～ 1.90	○	対象
						1.00		対象外
手形割引 根保証	手形割引により一定の範囲内での反復継続的な事業資金が必要な方	2億8,000万円 (4億8,000万円)	2年以内	運転資金	金融機関 所定利率	0.39～ 1.62	○	対象
						0.77		対象外
当座貸越 (貸付専用型) 根保証	経営に必要な資金を当座貸越の保証により反復継続的かつ安定的に必要とされる方	2億8,000万円 (4億8,000万円)	1年間 もしくは 2年間	運転資金 設備資金	金融機関 所定利率	0.39～ 1.62	○	対象
						0.39～ 1.62		対象
						0.77		対象外
事業者カード ローン当座 貸越根保証	経営に必要な資金を当座貸越の保証によりカード・通帳等を用いて反復継続的かつ安定的に必要とされる方	100万円以上 1,250万円以内	1年間 もしくは 2年間	運転資金 設備資金	金融機関 所定利率	0.39～ 1.62	○	対象
						0.77		対象外
						0.39～ 1.62	○	対象
長期経営 資金保証	長期的展望から長期経営資金が必要な方	2,000万円以上 2億円以内	3年以上 運転15年以内 設備20年以内	運転資金 設備資金	金融機関 所定利率	0.45～ 1.90	○	対象
経営安定 関連保証 (セーフティ ネット保証)	経営安定1～8号の認定を受けた特定中小企業者の方	2億8,000万円 (4億8,000万円)	10年以内	運転資金	金融機関 所定利率	0.85		対象外
						0.75		対象
中小企業特 定社債保証	一定の要件を満たす中小企業者の発行する社債(私募債)について行う保証	4億5,000万円	7年以内	事業資金	発行体 所定利率	0.45～ 1.90	○	対象
						0.45～ 1.90		対象
流動資産担 保融資保証	売掛債権及び棚卸資産を担保とした融資に対する保証	2億円	個別1年以内 根保証1年間	事業資金	金融機関 所定利率	0.68		対象
小口零細 企業保証	一般的な事業資金が必要な小規模事業者の方	1,250万円	10年以内	運転資金 設備資金	金融機関 所定利率	0.50～ 2.20	○	対象外
予約保証	一時的かつ緊急的な資金需要に迅速にこたえることを目的とした保証	2,000万円	5年以内	事業資金	金融機関 所定利率	0.60～ 1.90	○	対象
		500万円	7年以内			0.70～ 2.20		対象外
経営力 強化保証	金融機関が認定経営革新等支援機関と連携して中小企業者の事業計画の策定支援や継続的な経営支援を行い、中小企業者の経営力の強化を図ることを目的とした制度	2億8,000万円 (4億8,000万円)	10年以内	事業資金	金融機関 所定利率	0.45～ 1.75	○	対象
						0.5～2.0		対象外
事業再生計画 実施関連保証	認定支援機関の指導・助言を受け作成した事業再生計画に従って事業再生を行う中小企業者の方	2億8,000万円 (4億8,000万円)	15年以内	事業資金	金融機関 所定利率	0.80		対象
						1.00		対象外

香川県の制度融資保証

保証制度名		概要	保証限度額	保証期間	資金使途	融資利率 (年率%)	保証料率 (年率%)	担保 割引 適用	責任 共有 対象
新規創業 融資保証	一般タイプ	県内で新たに事業を開始しようとする方(開始して1年未満の方を含む)	1,500万円	運転5年以内 設備7年以内	運転資金 設備資金	1.65	0.58		対象外
フロンティア 融資保証	ベンチャー 企業育成支援	知事の承認・認定を受けた事業の実施に設備・運転資金が必要な方	5,000万円	運転5年以内 設備7年以内	運転資金 設備資金	1.80	0.75		対象
	新事業進出 支援	新事業に進出するために設備・運転資金が必要な方	8,000万円 (運転資金は 5,000万円)	運転5年以内 設備7年以内	運転資金 設備資金	1.90	0.40～ 1.55	○	対象
経営活性化 支援融資保証		経営の効率化、安定化のための設備資金が必要な方	8,000万円	設備7年以内	設備資金	1.70以内	0.40～ 1.55	○	対象
経営安定融資保証		経営合理化のための運転・設備資金が必要な方	8,000万円	運転5年以内 設備7年以内	運転資金 設備資金	2.10以内	0.40～ 1.55	○	対象 一部 対象外
		短期の運転資金が必要な方	1,000万円	1年以内	運転資金	2.00以内	0.40～ 1.55	○	対象 一部 対象外
経済変動対策 融資保証		経営の改善、安定化を図るために運転資金が必要な方	8,000万円	7年以内	運転資金	1.60	0.40～ 1.55	○	対象 一部 対象外
	7年超 10年以内			1.80		0.40～ 1.55	○	対象 一部 対象外	
中小企業再生 支援融資保証		香川県中小企業再生支援協議会の支援を受けて、その計画に基づき事業の再生を図ろうとする方	8,000万円	10年以内	運転資金 設備資金	1.90	0.80	○	対象
							1.00		対象外
工場等立地促進 資金等融資保証		工場等の整備に設備資金が必要な方	5億円	10年以内	設備資金	2.00以内	0.40～ 1.55	○	対象
		物流施設の整備に設備資金が必要な方	1億円 (知事が必要と認める場合は3億円)	10年以内	設備資金		0.40～ 1.55	○	対象
小口零細企業融資保証		一般的な事業資金が必要な小規模企業者の方	1,250万円	7年以内	運転資金 設備資金	2.00	0.45～ 1.75		対象外 対象外
	7年超 10年以内			運転資金 設備資金	2.20	0.45～ 1.75		対象外	
						0.60		対象外	
商店街活性化融資保証		県内の商店街ですでに事業を行っている、若しくは事業を行おうとしている方	5,000万円 (運転資金は 2,000万円)	運転7年以内 設備10年以内	運転資金 設備資金	1.50	0.40～ 1.55	○	対象
	0.60							一部 対象外	

市町の制度融資保証

保証制度名	概要	保証限度額 ()は組合	保証期間	資金使途	融資利率 (年率%)	保証料率 (年率%)	担保 割引 適用	責任 共有 対象
市町小口融資保証(特産振興小口融資)	県内において、事業を営む小規模企業者であって、市町の定めるところによる	700万円以内であって、各市町の定めるところによる	6年以内であって、各市町の定めるところによる	運転資金 設備資金	2.00	0.40～1.55	○	対象
						0.60		一部 対象外
坂出市公害防止施設整備資金融資保証	事業活動に伴って生ずる公害を防止するための施設の設置または改善の資金が必要な方	1,000万円	5年以内	設備資金	2.00	0.40～1.55	○	対象
丸亀市団扇工業振興融資保証	団扇の製造にかかる運転資金が必要な方	750万円 (4,500万円)	12ヵ月以内	運転資金	2.00	0.40～1.55	○	対象
丸亀市新風融資保証	市内において、新たに事業を開始するための設備・運転資金が必要な方	500万円	5年以内	運転資金 設備資金	2.00	0.58		対象外
坂出市小売商業近代化資金融資保証	店舗近代化に設備資金が必要な方	500万円以上 800万円以内	7年以内	設備資金	2.00	0.40～1.55	○	対象
丸亀市小売商業近代化資金特別融資保証	店舗近代化に設備資金が必要な方	2,000万円 (4,000万円)	個人・会社10年以内 組合20年以内	設備資金	2.00	0.40～1.55	○	対象
善通寺市小売商業近代化資金融資保証	大型店進出等による流出購買力を確保するために行う店舗の新築、増改築及び改装資金の必要な方	250万円超 700万円以内	98ヵ月以内	設備資金	2.00	0.40～1.55	○	対象
観音寺市小売商業近代化資金融資保証	店舗近代化に設備資金が必要な方	800万円	7年以内	設備資金	2.00	0.40～1.55	○	対象

経営力強化保証制度	
申込人資格	金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行う中小企業者
保証限度額	個人・会社 2億8,000万円以内 特定組合 4億8,000万円以内
資金用途	事業計画の実施に必要な事業資金
返済方法	一括返済又は分割返済
保証期間	一括返済の場合は1年以内 分割返済の場合は運転資金5年以内、設備資金7年以内 ただし、本制度によって既存保証付き借入金を借り換える場合は10年以内
担保	必要に応じて徴求
連帯保証人	原則として法人代表者以外不要
貸付利率	金融機関所定利率
保証料	責任共有制度の対象の場合 0.45%～1.75% 責任共有制度の対象外の場合は 0.50%～2.00% 原則、申込時の信用力に対応した保証料率よりも一区分低い料率を適用。
必要書類	信用保証協会所定の申込資料の他、以下の書面が必要 ①「経営力強化保証」申込人資格要件等届出書 ②事業計画書（申込人が策定したもの） ③認定経営革新等支援機関による支援内容を記載した書面（事業計画書に記載されている場合に不要）
備考	中小企業者は、外部の専門家等の支援を受けつつ、自ら事業計画を策定し、その実行状況を金融機関に対して四半期毎に報告し、金融機関は、経営支援の状況を含め信用保証協会に対して年1回の報告が必要となる。

事業再生計画実施関連保証（経営改善サポート保証）	
申込人資格	以下に掲げるいずれかの計画（当該計画に係る債権者全員の合意が成立したものに限る。）に従って事業再生を行い、金融機関に対して計画の実行及び進捗の報告を行う中小企業者とする。 ①独立行政法人中小企業基盤整備機構（中小企業再生支援協議会全国本部）の指導又は助言を受けて作成された事業再生の計画 ②認定支援機関の指導又は助言を受けて作成された事業再生の計画 ③特定認証紛争解決手続に従って作成された事業再生計画 ④株式会社整理回収機構が策定を支援した再生計画 ⑤株式会社地域経済活性化支援機構が再生支援決定を行った事業再生計画 ⑥株式会社東日本大震災事業者再生支援機構が支援決定を行った事業再生計画 ⑦私的整理に関するガイドラインに基づき成立した再建計画 ⑧個人債務者の私的整理に関するガイドラインに基づき成立した弁済計画 ⑨独立行政法人中小企業基盤整備機構が出資を行った投資事業有限責任組合が策定を支援した再建計画 ⑩経営サポート会議による検討に基づき作成又は決定された事業再生の計画
保証限度額	個人・会社 2億8,000万円以内 特定組合 4億8,000万円以内
資金用途	事業再生の計画の実施に必要な事業資金
返済方法	一括返済又は分割返済
保証期間	一括返済の場合は1年以内 分割返済の場合は15年以内
担保	必要に応じて徴求
連帯保証人	原則として法人代表者以外不要
貸付利率	金融機関所定利率
保証料	責任共有制度の対象の場合 0.80% 責任共有制度の対象外の場合 1.00%
必要書類	信用保証協会所定の申込資料の他、「申込人資格」欄に記載された計画
備考	中小企業者は、事業計画の実行状況を金融機関に対して四半期毎に報告し、金融機関は原則として3年にわたり、中小企業者の計画の実行状況とともに、自らの経営支援の状況を含め信用保証協会に対して年1回の報告が必要となる。

創業に応援する保証制度			
申込資格	創業等関連保証	創業関連保証	支援創業関連保証
	申込資格	①事業を営んでいない個人で、1月以内に新たに事業を開始する具体的計画を有するもの ②事業を営んでいない個人で、2月以内に新たに会社を設立して事業を開始する具体的計画を有するもの ③現在中小企業者で、分社化により新たに会社を設立し、かつ、事業を開始する具体的な計画を有するもの ④事業を営んでいない個人が事業を開始し、開始後5年を経過しないもの ⑤事業を営んでいない個人により設立された会社であって、その設立の日以後5年を経過しないもの ⑥中小企業者である会社から分社化により設立した会社であって、その設立の日以後5年を経過しないもの ※支援創業関連保証について、①②の要件内の1月以内と2月以内を6月以内とする。	
保証限度額	1,500万円	1,000万円	1,500万円
	上記保証対象者①及び②の場合は自己資金額と同額が保証限度となります	創業関連保証と支援創業関連保証と合算して1,500万円	
	<ul style="list-style-type: none"> 創業等関連保証、創業関連保証(含む支援創業関連保証)との併用が可能です 制度を併用した場合の限度額は3,000万円です 		
資金使途	事業に必要な運転資金及び設備資金		
返済方法	原則として均等分割返済		
保証期間	10年以内		
担保	不要		
連帯保証人	法人代表者以外不要	原則として法人代表者以外不要	
貸付利率	金融機関所定利率		
保証料	0.85%		
必要書類	<ul style="list-style-type: none"> ●上記保証対象者①, ②, ③に該当する場合 ・「創業・再挑戦計画書」 ●上記保証対象者①, ②に該当する場合 ・自己資金の形成を証するもの 	<ul style="list-style-type: none"> ●上記保証対象者①, ②, ③に該当する場合 ・「創業・再挑戦計画書」 	<ul style="list-style-type: none"> ●認定特定創業支援事業により支援を受けた市区町村長の証明書 ●上記保証対象者①, ②, ③に該当する場合 ・「創業・再挑戦計画書」
備考	県・市制度との併用が可能です		

コンプライアンス態勢

信用保証制度の成り立ちから考えても、信用保証協会の公共的使命は大きく、その社会的責任も非常に重いものがあります。また、信用保証という基本的業務からすれば、信用保証協会にとっては、社会的責任そのものがその経営資源の基本であると考えます。

そこで、香川県信用保証協会としても、公共的使命に反し、その信用を損なうことがないよう、あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、道徳や倫理を含む社会的規範にもとることのない、誠実かつ公正な事業活動を遂行することが重要であるという観点から、コンプライアンス・マニュアルを策定し役職員一丸となって実践しています。

■ 基本的姿勢

当協会は、信用保証協会法に基づき「信用保証」を通じて、中小企業者の金融の円滑化に努め、地域経済の活力ある発展に尽くします。

これからも、こうした公共的使命と社会的責任を全うする公的保証機関として、社会からの揺るぎない信頼を確立していくため、3つの基本姿勢を定めました。

1. 信用保証協会の公共性と社会的責任

公共性と社会的責任の重みを常に認識し、健全な業務運営を通じて信頼の確立を図る。

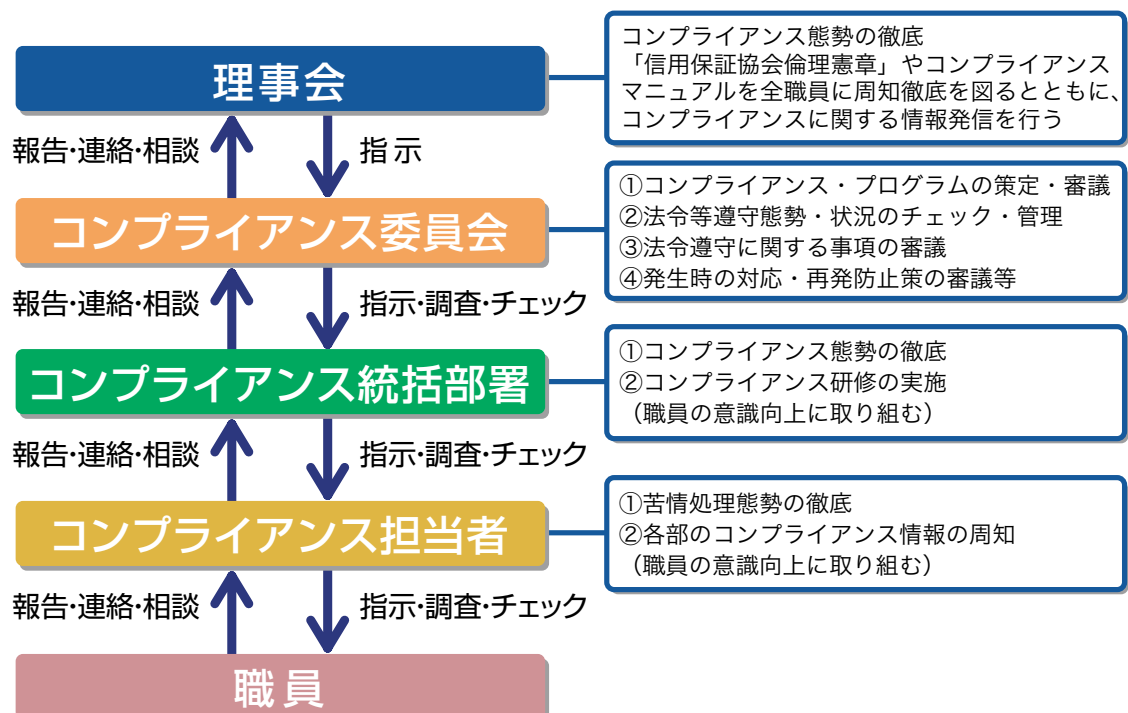
2. 法令やルールの厳格な遵守

あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範にもとることのない誠実かつ公正な事業活動を遂行する。

3. 反社会的勢力との対決

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、断固として対決する。

* この「基本的姿勢」は、平成10年1月に制定の信用保証協会倫理憲章に基づき作成しています



個人情報保護への取り組み

■ 個人情報保護宣言

香川県信用保証協会は「信用保証協会法(昭和28.8.10法律 第196号)」に基づく法人であり、中小企業等の皆様が金融機関から貸付等を受けるについて、貸付金等の債務を保証することを主たる業務としており、信用保証協会の制度の確立をもって中小企業等の皆様に対する金融の円滑化を図ることを目的としております。

業務上、お客様の個人情報を取得・利用等をさせていただくこととなりますが、お客様の個人情報の取扱いについて以下の方針で取り組み、適正な個人情報の保護に努めてまいります。

(1) 個人情報に関する法令等の遵守

当協会は「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)」などの法令及びガイドライン等を遵守して、お客様の個人情報を取り扱います。

(2) 個人情報の取得・利用・提供

- ・ 当協会では、信用保証業務の適切な運営の遂行のためにお客様の個人情報を適正に取得し、利用します。なお、利用目的の詳細につきましては「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」の1.「当協会が取り扱う個人情報の利用目的」に公表しておりますのでご覧ください。
- ・ 取得したお客様の個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、上記記載の利用目的以外には使用いたしません。
- ・ 取得したお客様の個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、お客様の同意を得ないで第三者には提供・開示しません。
- ・ お客様の本籍地等の業務上知り得た公表されていない情報を、適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的以外の目的には使用いたしません。

(3) 個人データの適正管理

お客様の個人データについて、組織的・人的・技術的安全措置を継続的に見直し、お客様の個人データの取扱いが適正に行われるように定期的に点検するとともに、個人情報保護への取り組みを見直します。

(4) 個人情報保護の維持・改善

当協会は、お客様の個人情報の取扱いが適正に行われるように定期的に点検するとともに、個人情報保護への取り組みを見直します。

(5) 個人データの委託

- ・ 当協会は、「個人情報保護法」第23条第4項第1号の規定に基づき個人データに関する取扱いを外部に委託する場合があります。
- ・ 委託する場合には適正な取扱いを確保するため契約の締結、実施状況の点検などを行います。

(6) 保有個人データの開示・利用目的の通知

- ・ 法令等に定める一定の場合を除き、お客様は、当協会が保有するお客様ご自身の個人データの開示及びその利用目的の通知を求めることができます。
- ・ 請求の方法は当協会窓口に着用してある「[保有個人データ]開示等申請書」に所定の事項を記載のうえ、ご本人確認書類を添付して当協会窓口を持参(又は郵送)ください。
- ・ 個人データの開示及び利用目的の通知につきましては、手数料(申請書1枚につき500円)をいただきます。

(7) 保有個人データの訂正・削除、利用停止、第三者提供の停止

- ・ 当協会が保有する個人データに誤りがある場合は下記の窓口にご連絡ください。調査確認のうえ、法令等に定める一定の場合を除き、訂正又は削除いたします。
- ・ お客様の個人情報を不適切に取得し、又は目的外に利用している場合には下記の窓口にご連絡ください。調査確認のうえ、法令等に定める一定の場合を除き、保有個人データの利用停止いたします。
- ・ お客様の個人情報を「個人情報保護法」第23条に違反して第三者に提供している場合には、下記の窓口にご連絡ください。調査確認のうえ、法令等に定める一定の場合を除き、保有個人データの第三者提供を停止いたします。
- ・ (6)(7)の具体的な手続につきましては「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」の3. (3)「開示等の求めに応じる手続等に関する事項」をご覧ください。

(8) 質問・苦情について

当協会は、お客様からの個人情報に関する質問・苦情について適切かつ迅速に取り組みます。

(9) 開示・利用目的の通知・訂正・利用停止・第三者提供の停止・安全管理措置・相談・質問・苦情窓口

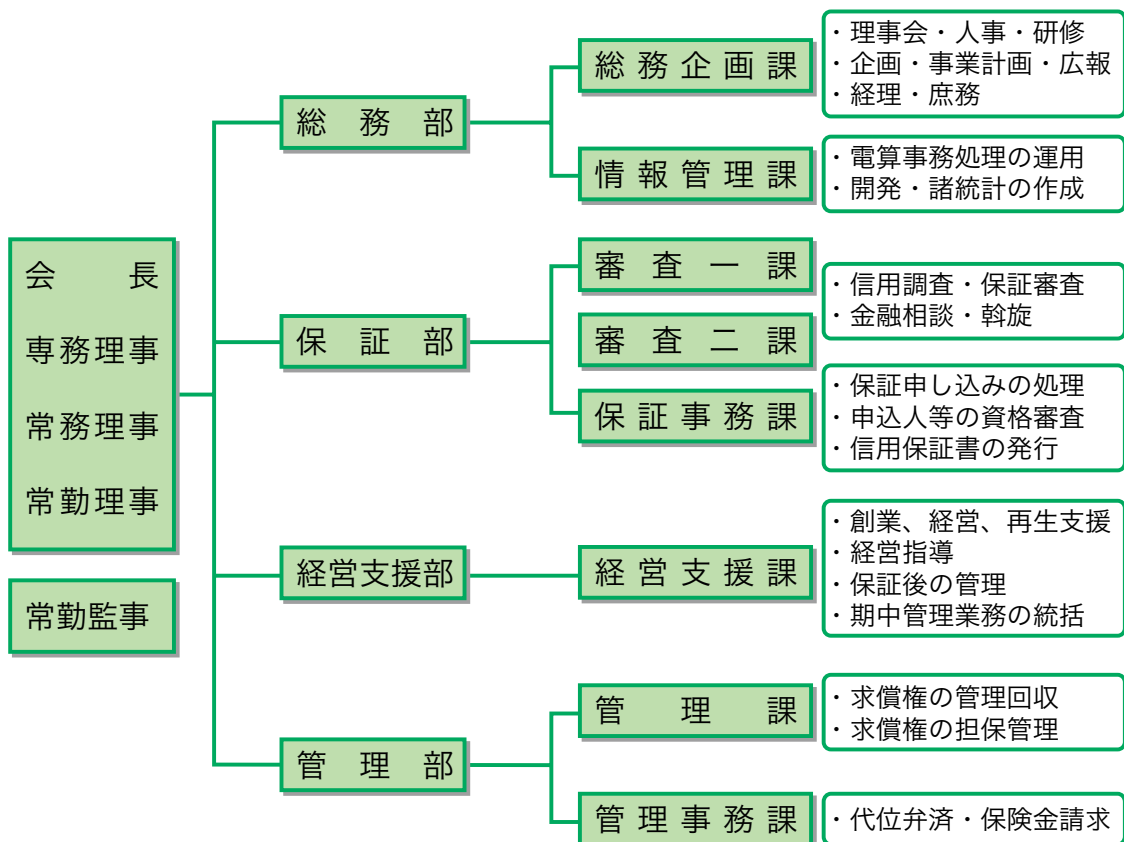
当協会における個人情報等に関する各種のお問い合わせの窓口は以下のとおりです。

住 所	高松市福岡町二丁目2番2-101号
電話番号	087-851-0061
部 署 名	総務部 総務企画課

役員・組織図

役員名	氏名	公職
会 長	高木 孝征	
専務理事	稲毛 清和	
常務理事	石井 孝則	
常勤理事	合田 隆行	
理 事	伊勢野正憲	県商工労働部長
//	大西 秀人	高松市長
//	綾 宏	坂出市長
//	梶 正治	丸亀市長
//	栗原 隆義	県町村会会長
//	森田 紘一	県商工会議所連合会副会長
//	篠原 公七	県商工会連合会会長
//	国東 照正	県中小企業団体中央会会長
//	飯田 憲明	百十四銀行取締役常務執行役員
//	福川 盛二	香川銀行常務取締役
//	寺坂 幸治	中国銀行取締役四国地区本部長
//	蓮井 明博	高松信用金庫理事長
//	押切 友裕	みずほ銀行高松支店長
常勤監事	平田 孝	
監 事	新佐 耕二	日本公認会計士協会四国会顧問
//	堤 三一	商工組合中央金庫高松支店長
顧 問	大川 昌男	日本銀行高松支店長

(平成26年9月30日現在)



資料編

○ 業務サマリー

保証申込		(単位：件、百万円)				
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	
件数	7,780	6,837	5,737	4,662	3,672	
金額	85,986	75,333	63,810	52,047	37,696	

保証承諾		(単位：件、百万円)				
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	
件数	7,695	6,762	5,660	4,591	3,630	
金額	84,754	74,259	62,842	51,039	37,189	

保証申込取消		(単位：件、百万円)				
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	
件数	87	82	85	68	48	
企業数	83	79	78	66	48	
金額	949	924	1,039	680	465	

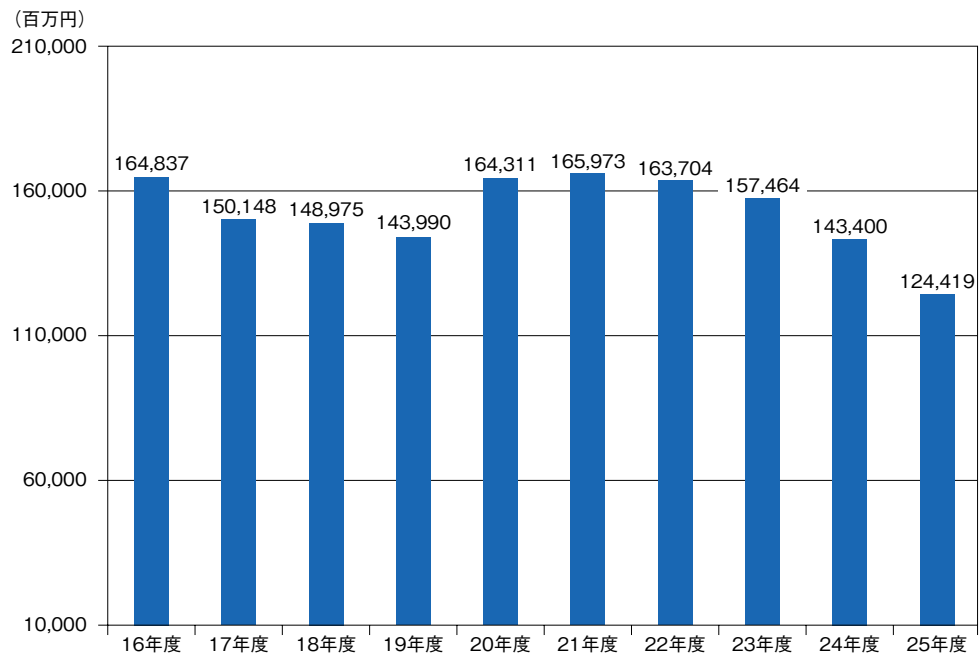
保証後取消		(単位：件、百万円)				
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	
件数	44	37	32	41	39	
企業数	43	37	32	40	39	
金額	732	412	350	439	481	

保証債務残高		(単位：件、百万円)				
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	
件数	21,297	20,733	20,006	18,887	17,537	
企業数	10,326	10,158	9,820	9,442	8,945	
金額	165,973	163,704	157,464	143,400	124,419	

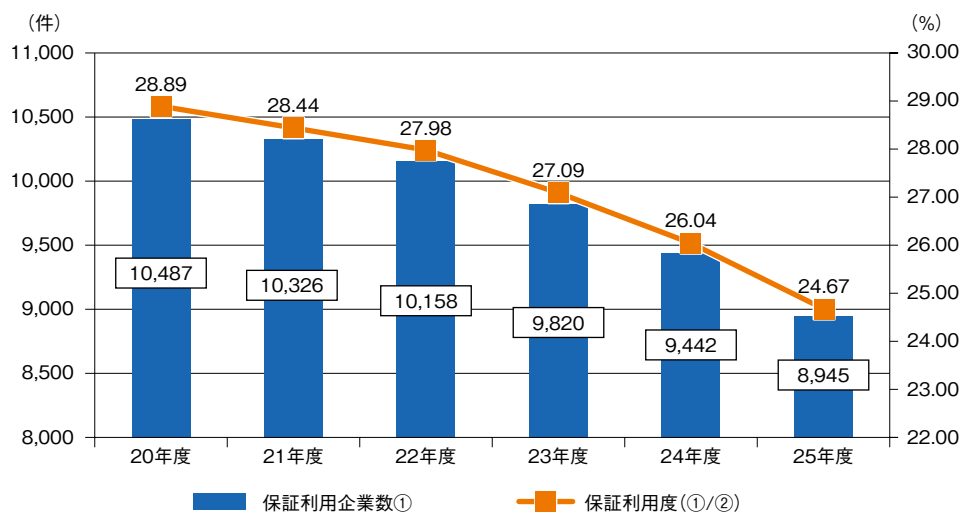
代位弁済(元利)		(単位：件、百万円)				
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	
件数	687	420	397	393	210	
企業数	255	174	159	158	101	
金額	5,127	2,944	2,990	3,278	1,760	

回収		(単位：件、百万円)				
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	
金額	1,207	1,157	943	887	983	

○ 保証債務残高の推移



○ 保証利用度

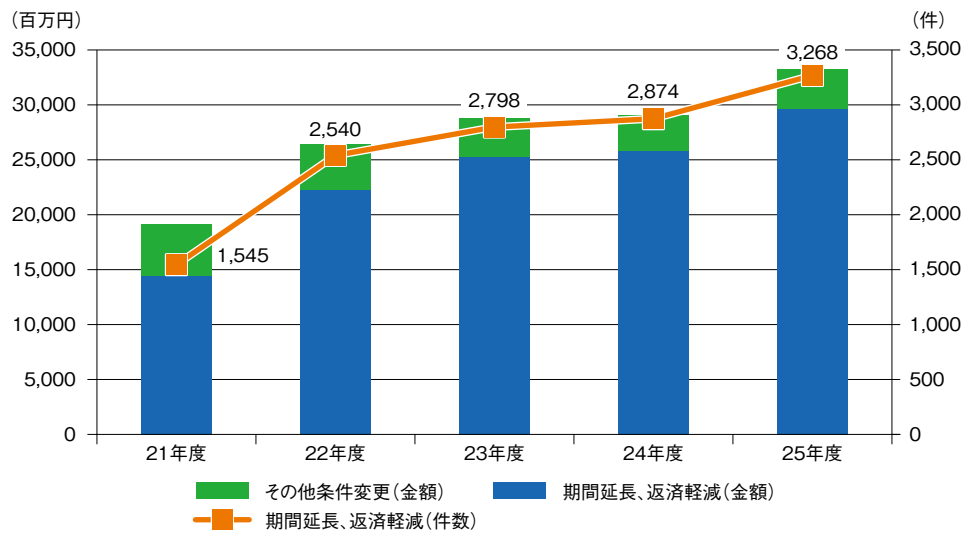


(単位：件)

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
保証利用企業数①	10,487	10,326	10,158	9,820	9,442	8,945
中小企業者数②	36,304	36,304	36,304	36,253	36,253	36,253
保証利用度 (① / ②)	28.89%	28.44%	27.98%	27.09%	26.04%	24.67%

* 中小企業者数②：中小企業白書付属統計資料より

○ 条件変更取り組み状況の推移



(単位：件、百万円)

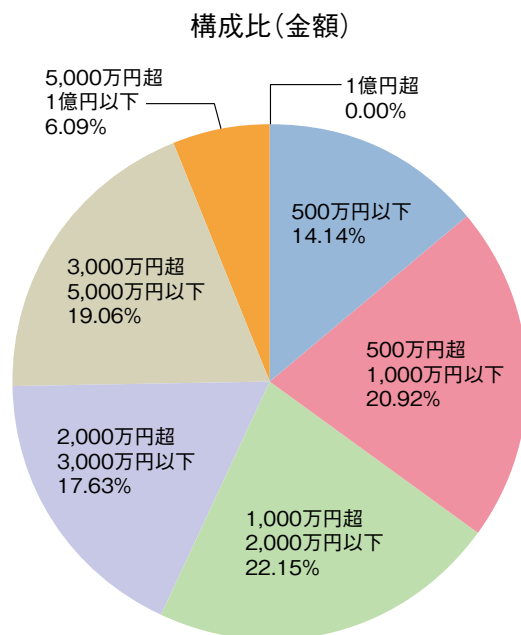
	21年度		22年度		23年度		24年度		25年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
全条件変更	1,949	19,147	3,005	26,452	3,246	28,774	3,297	29,025	3,644	33,254
期間延長、返済緩和	1,545	14,449	2,540	22,281	2,798	25,283	2,874	25,830	3,268	29,631
その他条件変更	404	4,698	465	4,172	448	3,491	423	3,195	376	3,623

全条件変更は、期間延長、返済軽減及びその他条件変更を合計したものです。

○ 金額別保証承諾 (平成25年度)

(単位：件、百万円)

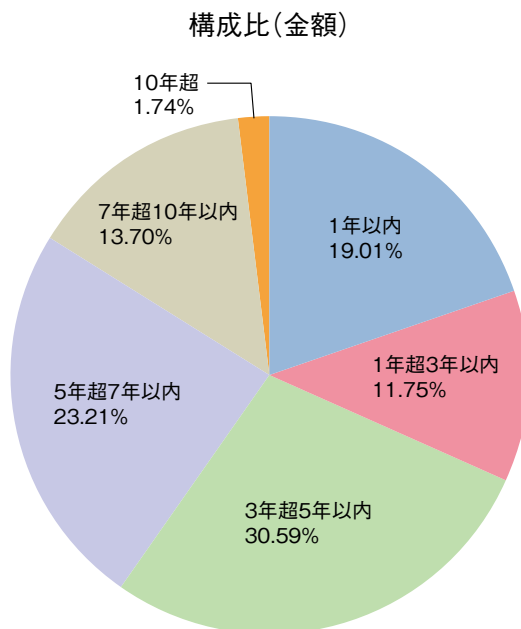
区 分	件 数	金 額
100万円超 200万円以下	289	246
200万円超 300万円以下	355	639
300万円超 400万円以下	457	1,319
400万円超 500万円以下	188	714
500万円超 1,000万円以下	473	2,338
1,000万円超 2,000万円以下	895	7,781
2,000万円超 3,000万円以下	517	8,239
3,000万円超 5,000万円以下	246	6,557
5,000万円超 1億円以下	173	7,090
1億円超	37	2,264
合 計	3,630	37,189



○ 期間別保証承諾 (平成25年度)

(単位：件、百万円)

区 分	件 数	金 額
3カ月以内	26	238
3カ月超 6カ月以内	73	792
6カ月超 1年以内	568	6,038
1年超 2年以内	286	3,382
2年超 3年以内	217	988
3年超 4年以内	98	546
4年超 5年以内	1,283	10,829
5年超 6年以内	186	1,602
6年超 7年以内	559	7,031
7年超 8年以内	51	637
8年超 9年以内	5	50
9年超 10年以内	247	4,409
10年超 15年以内	27	479
15年超	4	167
合 計	3,630	37,189

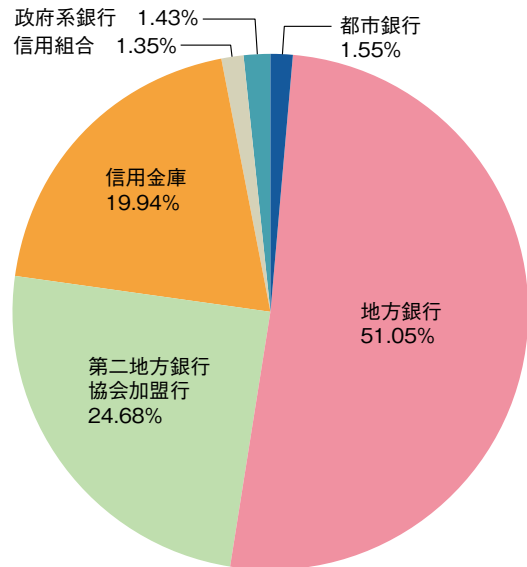


○ 金融機関別保証承諾 (平成25年度)

(単位：件、百万円)

区 分	件 数	金 額
都市銀行	24	577
地方銀行	1,781	18,983
第二地銀協加盟行	911	9,177
信用金庫	780	7,415
信用組合	99	503
政府系銀行	35	534
保険会社	0	0
その他の金融機関	0	0
合 計	3,630	37,189

構成比(金額)

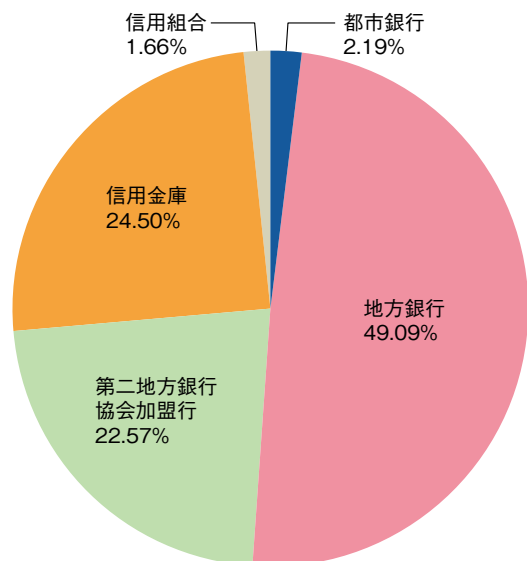


○ 金融機関別代位弁済 (平成25年度)

(単位：件、百万円)

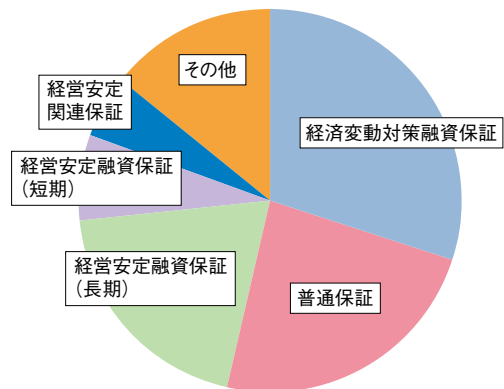
区 分	件 数	金 額
都市銀行	1	39
地方銀行	92	864
第二地銀協加盟行	63	397
信用金庫	42	431
信用組合	12	29
政府系銀行	0	0
保険会社	0	0
その他の金融機関	0	0
合 計	210	1,760

構成比(金額)



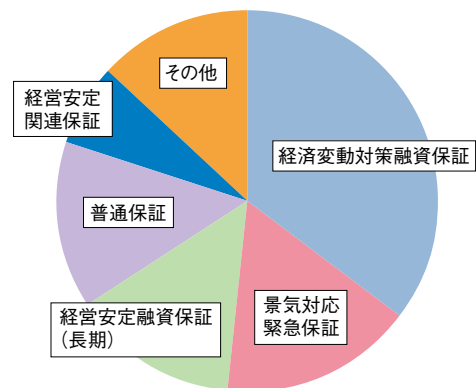
○ 制度別保証承諾 (平成25年度)

	保証制度	金額(百万円)	構成比(%)
1	経済変動対策融資	11,234	30.21
2	普通保証	8,755	23.54
3	経営安定融資(長期)	7,351	19.77
4	経営安定融資(短期)	2,626	7.06
5	経営安定関連	1,991	5.35



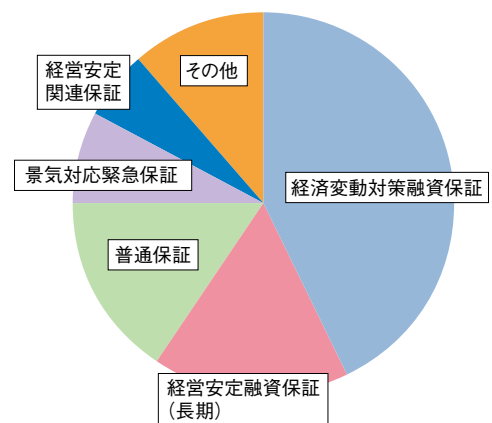
○ 制度別代位弁済 (平成25年度)

	保証制度	金額(百万円)	構成比(%)
1	経済変動対策融資	624	35.44
2	景気対応緊急保証	286	16.26
3	経営安定融資(長期)	253	14.34
4	普通保証	247	14.02
5	経営安定関連	125	7.07



○ 制度別保証債務残高 (平成25年度)

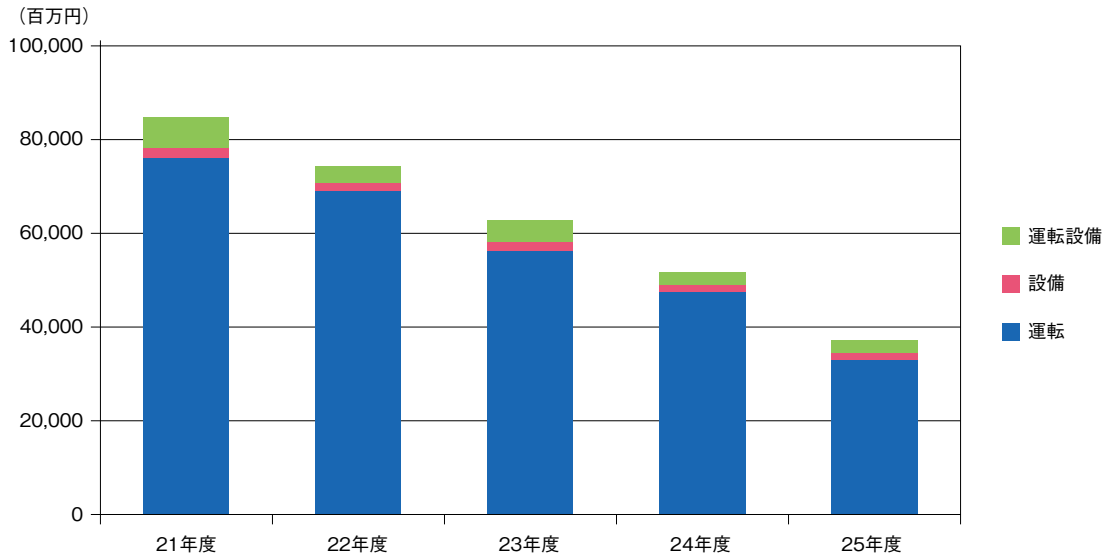
	保証制度	金額(百万円)	構成比(%)
1	経済変動対策融資	53,287	42.83
2	経営安定融資(長期)	20,768	16.69
3	普通保証	19,503	15.68
4	景気対応緊急保証	9,438	7.59
5	経営安定関連	7,573	6.09



○ 資金使途別保証承諾

(単位：件、百万円)

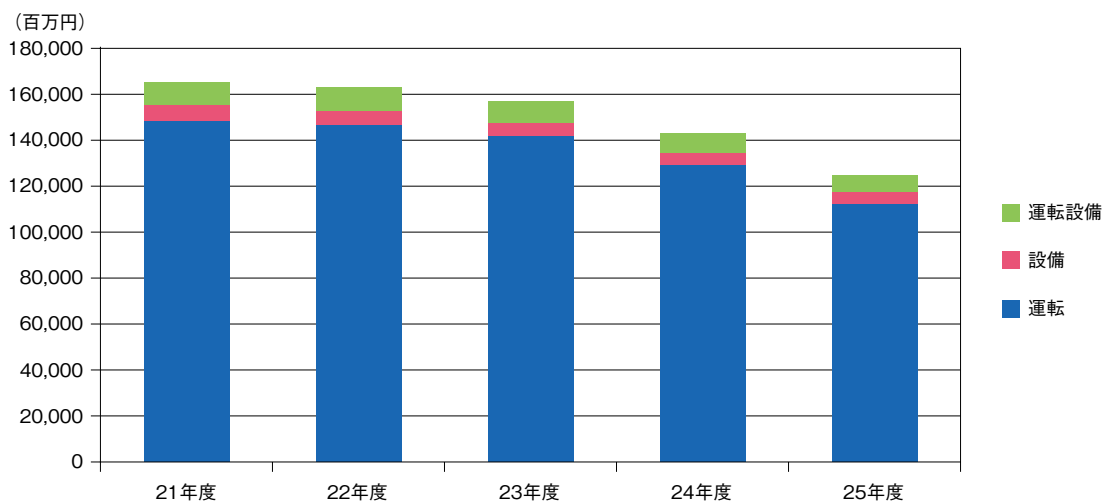
	21年度		22年度		23年度		24年度		25年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
運 転	6,951	76,262	6,155	68,973	5,055	56,231	4,136	47,064	3,183	33,024
設 備	265	1,762	265	1,630	254	1,752	223	1,349	233	1,416
運転設備	479	6,731	342	3,656	351	4,859	232	2,627	214	2,748
合 計	7,695	84,754	6,762	74,259	5,660	62,842	4,591	51,039	3,630	37,189



○ 資金使途別保証債務残高

(単位：件、百万円)

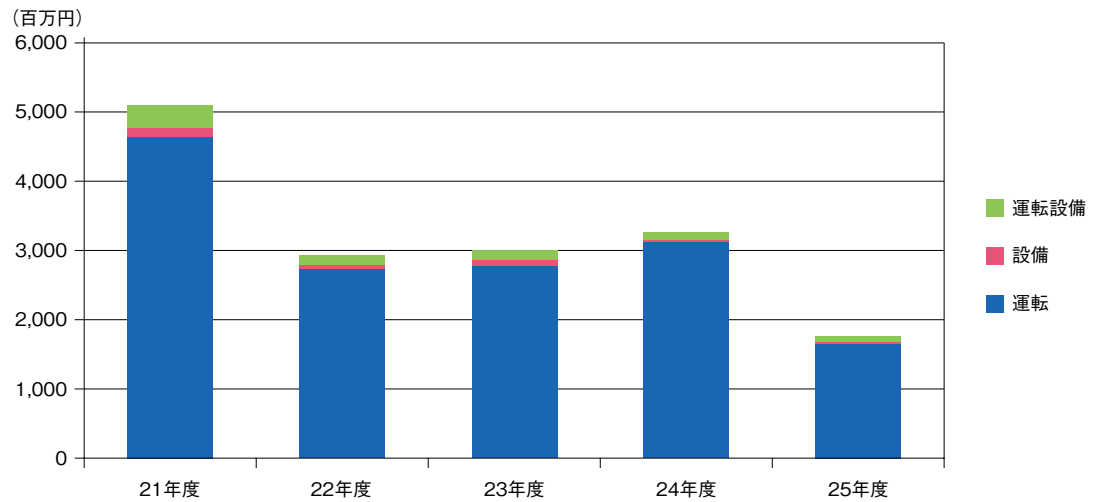
	21年度		22年度		23年度		24年度		25年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
運 転	18,697	149,411	18,228	147,619	17,673	142,411	16,653	129,442	15,481	112,064
設 備	1,389	6,736	1,317	6,198	1,228	5,875	1,175	5,453	1,131	5,196
運転設備	1,211	9,826	1,188	9,887	1,105	9,178	1,059	8,505	925	7,159
合 計	21,297	165,973	20,733	163,704	20,006	157,464	18,887	143,400	17,537	124,419



○ 資金使途別代位弁済(元利計)

(単位：件、百万円)

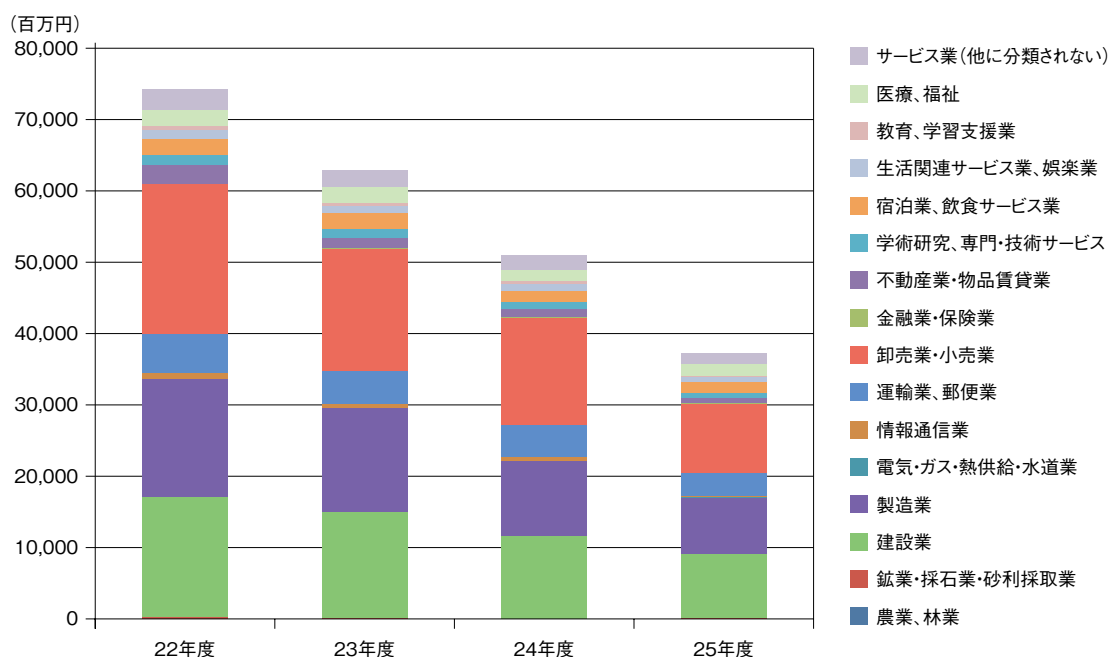
	21年度		22年度		23年度		24年度		25年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
運 転	628	4,682	380	2,763	365	2,793	365	3,133	190	1,650
設 備	23	111	22	65	19	88	11	42	9	38
運転設備	36	334	18	116	13	109	17	103	11	73
合 計	687	5,127	420	2,944	397	2,990	393	3,278	210	1,760



○ 業種別保証利用状況(保証承諾)

(単位：件、百円)

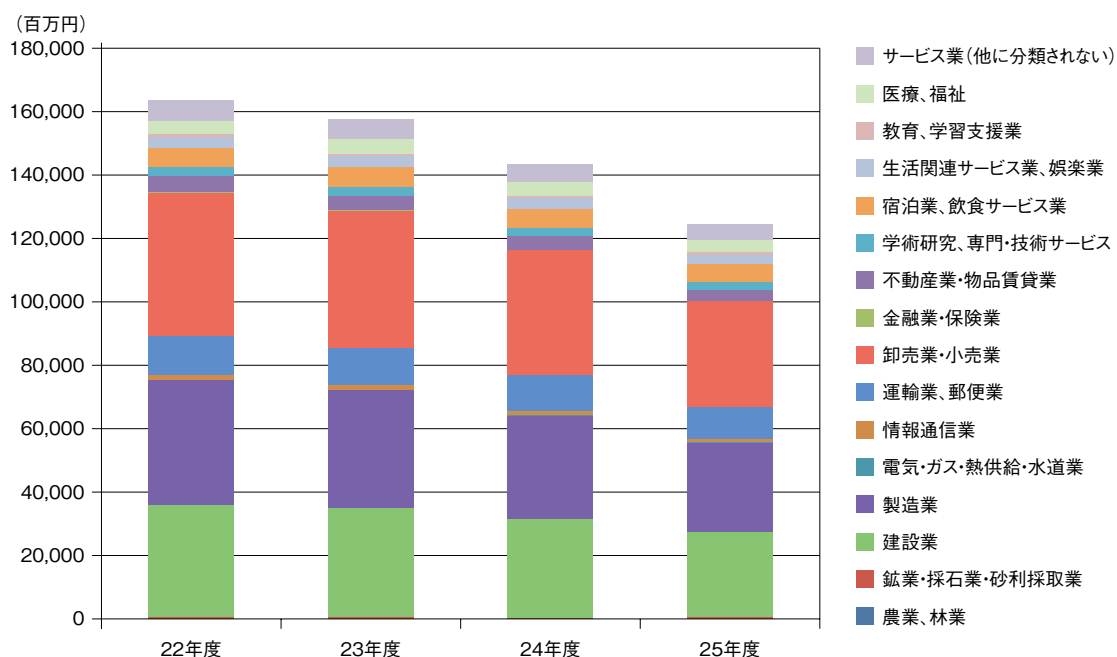
	22年度		23年度		24年度		25年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
農業、林業	0	0	4	9	0	0	2	6
鉱業・採石業・砂利採取業	16	212	13	211	6	55	10	133
建設業	1,692	16,941	1,402	14,761	1,124	11,559	870	8,955
製造業	1,221	16,549	1,031	14,667	776	10,581	628	7,928
電気・ガス・熱供給・水道業	0	0	0	0	4	28	8	65
情報通信業	89	785	64	457	67	517	24	199
運輸業、郵便業	383	5,490	332	4,605	289	4,495	214	3,147
卸売業・小売業	1,938	21,039	1,613	17,202	1,337	14,995	1,015	9,814
金融業・保険業	12	60	15	63	12	41	8	44
不動産業・物品賃貸業	183	2,552	126	1,403	107	1,225	78	775
学術研究、専門・技術サービス	210	1,421	168	1,307	153	973	136	703
宿泊業、飲食サービス業	338	2,282	300	2,301	245	1,530	222	1,445
生活関連サービス業、娯楽業	144	1,310	113	922	88	1,015	80	684
教育、学習支援業	30	481	30	422	19	308	23	272
医療、福祉	179	2,226	185	2,188	144	1,656	131	1,544
サービス業(他に分類されない)	327	2,911	264	2,325	220	2,063	181	1,474
合計	6,762	74,259	5,660	62,842	4,591	51,039	3,630	37,189



○ 業種別保証利用状況 (保証債務残高)

(単位：件、百万円)

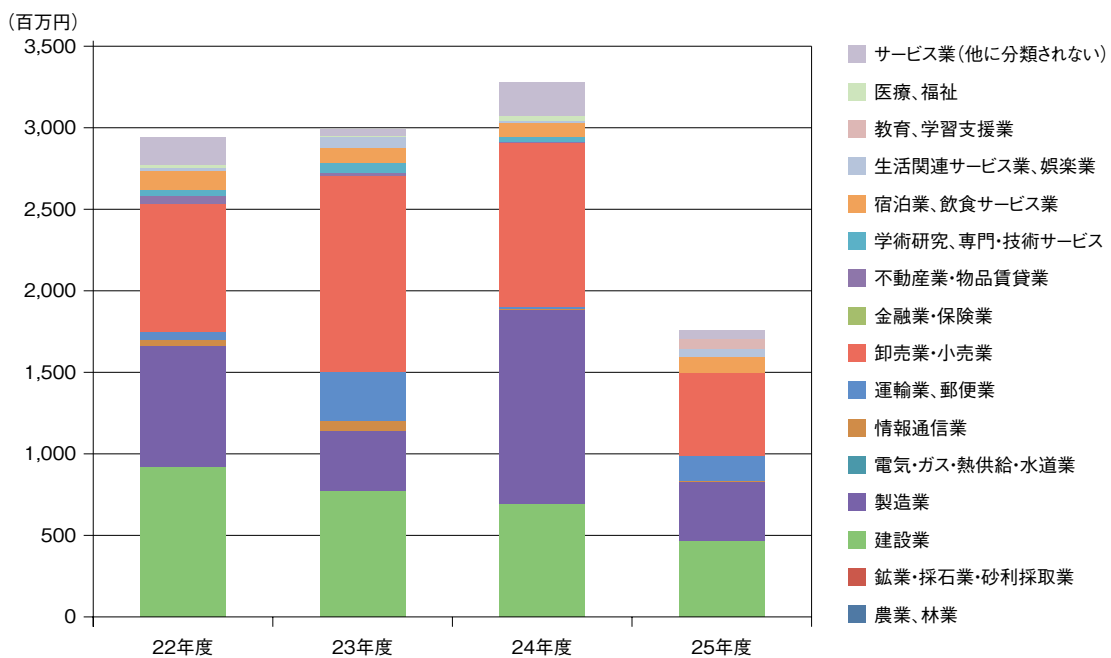
	22年度		23年度		24年度		25年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
農業、林業	5	14	6	16	5	11	7	11
鉱業・採石業・砂利採取業	57	537	54	544	46	430	47	428
建設業	4,893	35,481	4,642	34,338	4,371	30,999	4,079	27,013
製造業	3,949	39,352	3,764	37,325	3,438	32,817	3,137	28,248
電気・ガス・熱供給・水道業	0	0	0	0	4	28	12	72
情報通信業	287	1,694	283	1,542	277	1,425	237	1,104
運輸業、郵便業	1,241	12,193	1,174	11,788	1,128	11,355	1,025	9,799
卸売業・小売業	5,688	45,221	5,525	43,170	5,175	39,406	4,821	33,725
金融業・保険業	37	102	33	97	33	87	30	81
不動産業・物品賃貸業	624	5,193	592	4,662	562	4,178	493	3,512
学術研究、専門・技術サービス	570	2,820	557	2,726	543	2,537	530	2,240
宿泊業、飲食サービス業	1,197	6,053	1,204	6,332	1,193	6,087	1,162	5,779
生活関連サービス業、娯楽業	550	3,434	533	3,315	525	3,290	489	2,918
教育、学習支援業	101	891	108	956	101	847	104	787
医療、福祉	542	4,214	564	4,445	571	4,261	536	3,905
サービス業(他に分類されない)	992	6,507	967	6,208	915	5,644	828	4,796
合計	20,733	163,704	20,006	157,464	18,887	143,400	17,537	124,419



○ 業種別保証利用状況(代位弁済元利)

(単位：件、百万円)

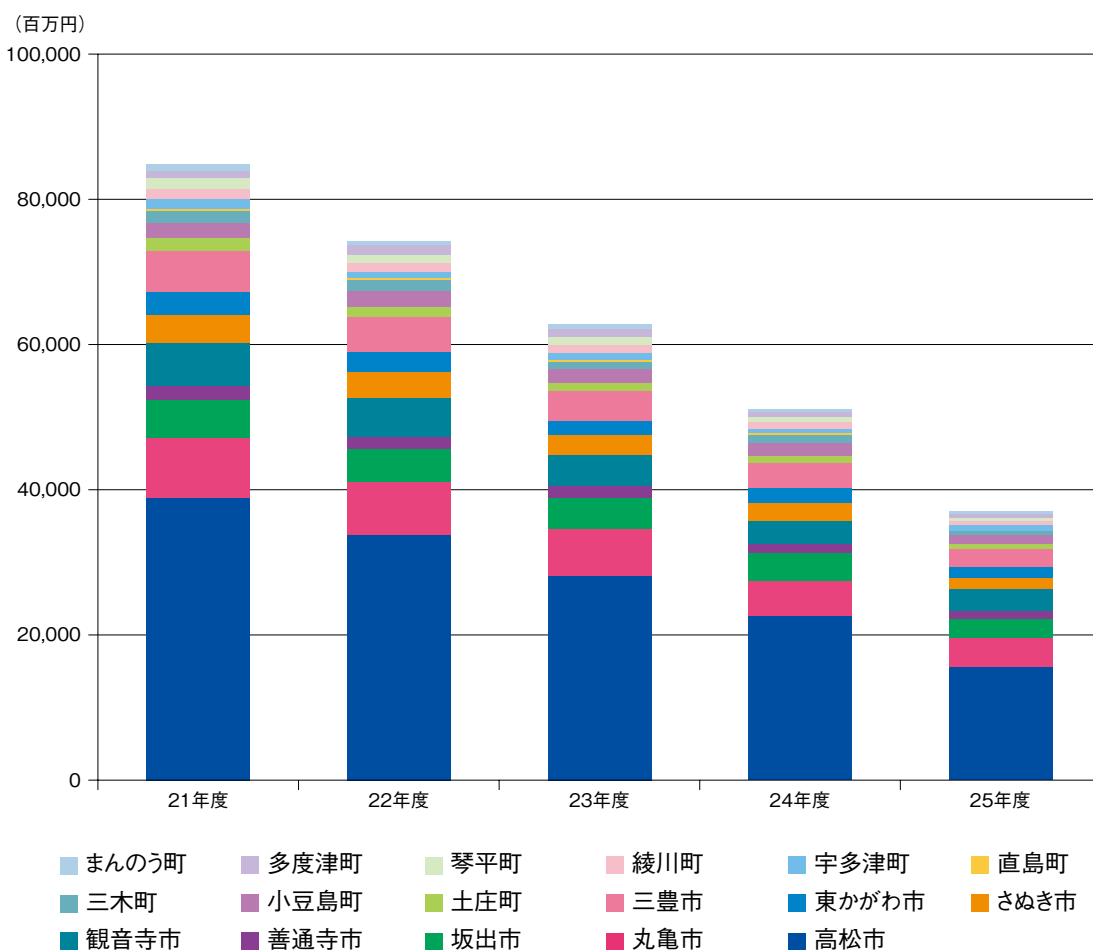
	22年度		23年度		24年度		25年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
農業、林業	0	0	0	0	1	1	0	0
鉱業・採石業・砂利採取業	0	0	0	0	0	0	0	0
建設業	135	922	118	771	90	692	48	468
製造業	80	744	43	372	102	1,192	31	359
電気・ガス・熱供給・水道業	0	0	0	0	0	0	0	0
情報通信業	5	34	8	62	2	6	4	11
運輸業、郵便業	8	47	40	295	3	11	17	151
卸売業・小売業	101	788	139	1,207	131	1,007	66	507
金融業・保険業	0	0	0	0	0	0	0	0
不動産業・物品賃貸業	8	47	1	15	1	6	0	0
学術研究、専門・技術サービス	8	36	6	63	2	29	1	3
宿泊業、飲食サービス業	28	121	20	88	31	87	25	99
生活関連サービス業、娯楽業	7	17	17	70	4	12	5	46
教育、学習支援業	1	0.05	1	1	0	0	4	62
医療、福祉	2	21	1	2	4	32	0	0
サービス業(他に分類されない)	37	169	3	41	22	204	9	55
合計	420	2,944	397	2,990	393	3,278	210	1,760



○ 地域別保証承諾

(単位：件、百万円)

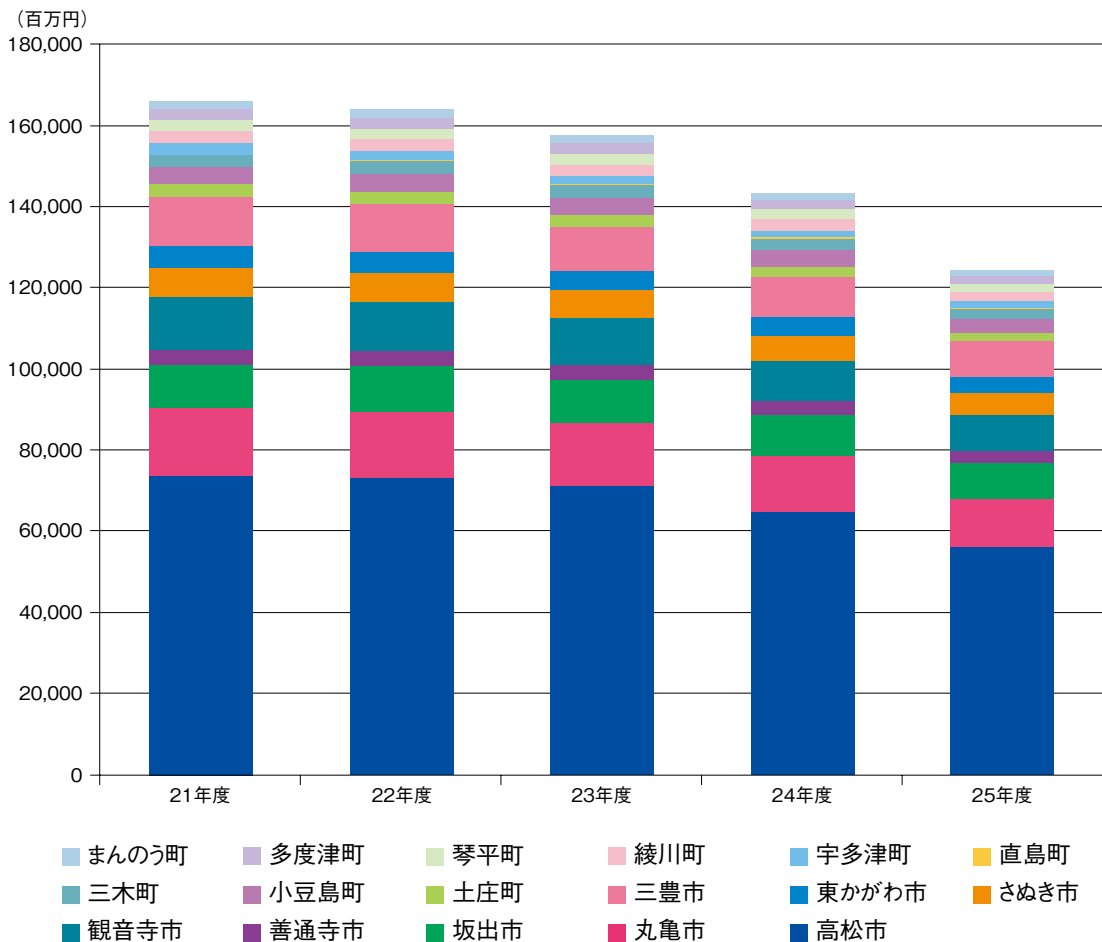
	21年度		22年度		23年度		24年度		25年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
高松市	3,412	38,861	2,921	33,751	2,450	28,322	1,972	22,622	1,538	15,630
丸亀市	773	8,243	657	7,143	546	6,234	448	4,807	366	3,998
坂出市	433	5,215	378	4,704	343	4,218	259	3,830	203	2,600
善通寺市	192	1,980	166	1,801	168	1,736	116	1,181	107	1,169
観音寺市	594	5,949	565	5,154	436	4,371	350	3,205	305	2,969
さぬき市	377	3,711	357	3,607	267	2,627	252	2,546	169	1,572
東かがわ市	286	3,209	256	2,696	187	1,980	162	2,022	137	1,512
三豊市	570	5,821	494	4,883	409	4,097	364	3,488	289	2,523
土庄町	132	1,623	137	1,428	108	1,222	79	925	71	730
小豆島町	152	2,093	157	2,312	165	1,901	124	1,782	94	1,124
三木町	151	1,676	146	1,496	112	1,048	113	1,085	65	610
直島町	18	129	23	180	21	174	25	228	14	76
宇多津町	125	1,272	92	879	103	902	65	631	60	693
綾川町	139	1,580	113	1,229	89	1,170	92	1,006	66	617
琴平町	112	1,441	90	993	72	1,015	47	616	35	431
多度津町	139	1,110	136	1,390	123	1,170	75	697	69	559
まんのう町	90	841	74	614	61	657	48	369	42	375
合計	7,695	84,754	6,762	74,259	5,660	62,842	4,591	51,039	3,630	37,189



○ 地域別保証債務残高

(単位：件、百万円)

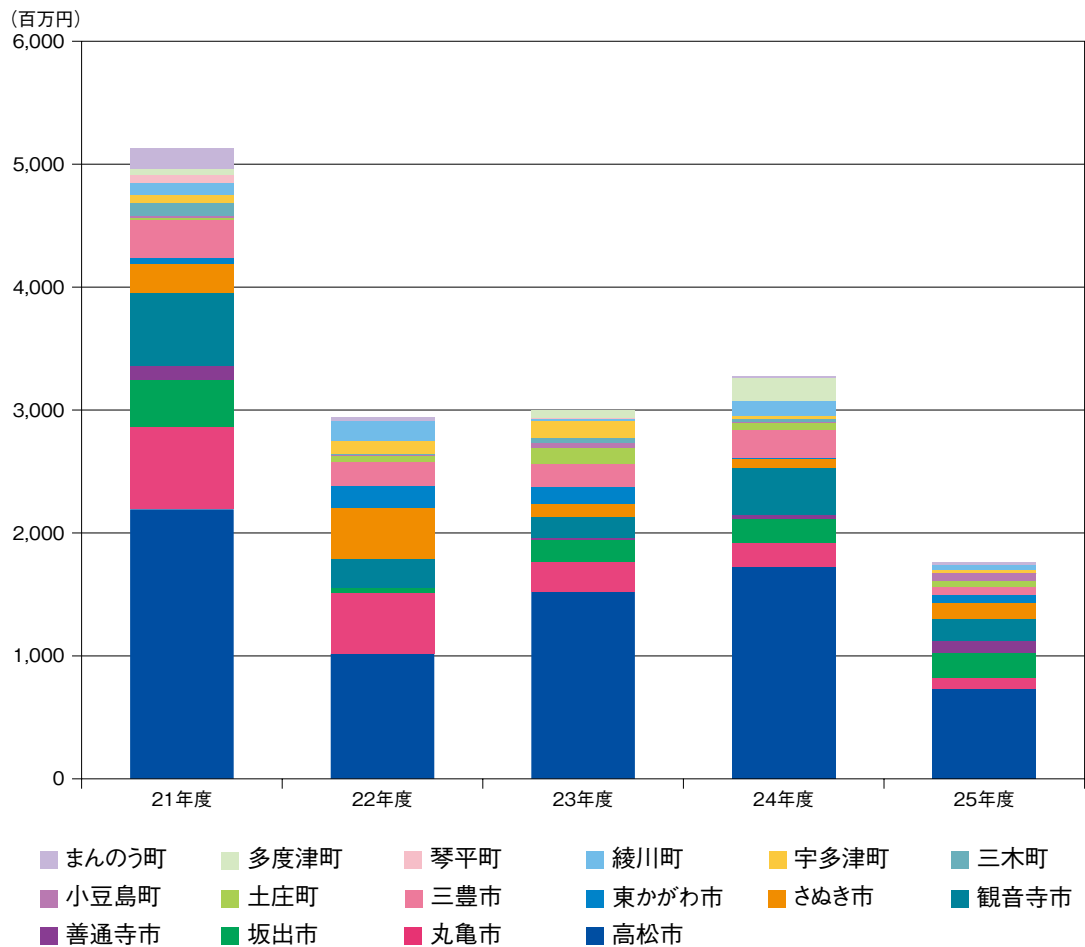
	21年度		22年度		23年度		24年度		25年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
高松市	9,197	73,578	9,019	73,320	8,707	71,118	8,298	64,950	7,781	56,062
丸亀市	2,145	16,650	2,078	16,176	2,008	15,286	1,906	13,787	1,785	12,002
坂出市	1,254	10,790	1,269	11,079	1,244	10,801	1,164	10,215	1,059	8,738
善通寺市	554	3,852	559	3,966	556	3,898	504	3,382	468	3,053
観音寺市	1,717	12,822	1,624	12,063	1,543	11,408	1,405	9,762	1,267	8,700
さぬき市	977	7,044	936	6,871	921	6,725	894	6,357	822	5,440
東かがわ市	774	5,692	736	5,350	675	4,774	657	4,691	614	4,145
三豊市	1,569	11,992	1,519	11,879	1,468	11,037	1,383	9,788	1,264	8,624
土庄町	428	3,203	401	2,984	360	2,783	319	2,405	308	2,065
小豆島町	455	4,005	461	4,324	470	4,302	434	4,110	403	3,549
三木町	367	3,063	384	3,105	383	2,920	369	2,782	335	2,359
直島町	37	212	49	253	53	323	57	390	60	334
宇多津町	349	2,575	304	2,245	298	2,115	260	1,752	238	1,674
綾川町	432	3,097	396	2,882	385	2,868	364	2,722	325	2,181
琴平町	302	2,776	300	2,664	287	2,527	263	2,422	249	2,144
多度津町	416	2,460	405	2,580	382	2,720	352	2,197	330	1,859
まんのう町	324	2,161	293	1,963	266	1,858	258	1,686	229	1,491
合計	21,297	165,973	20,733	163,704	20,006	157,464	18,887	143,400	17,537	124,419



○ 地域別代位弁済(元利計)

(単位：件、百万円)

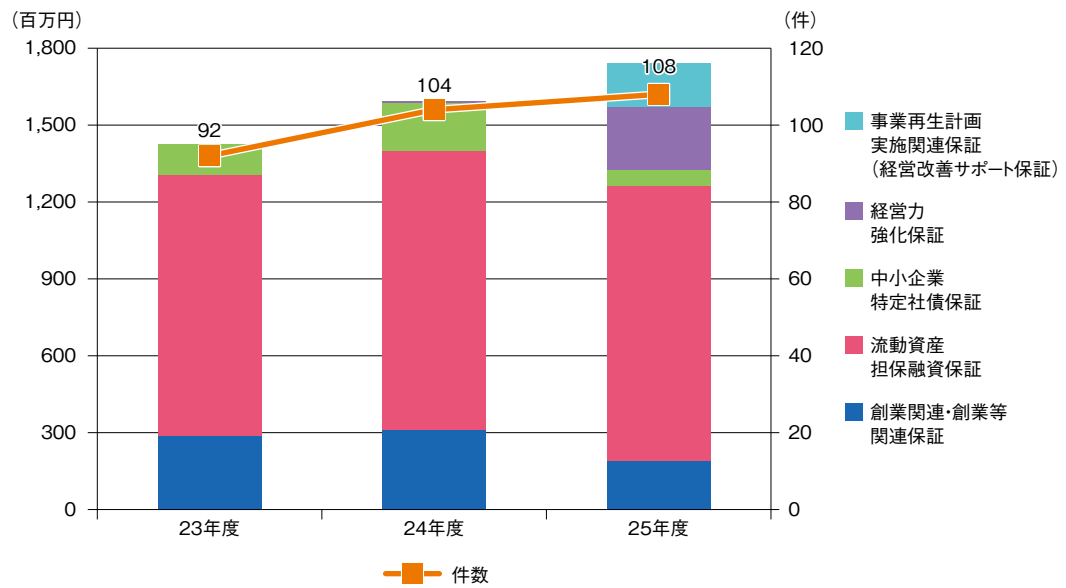
	21年度		22年度		23年度		24年度		25年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
高松市	310	2,192	164	1,018	192	1,525	196	1,725	76	726
丸亀市	68	671	44	487	34	238	26	196	18	97
坂出市	39	380	12	51	23	182	25	192	12	199
善通寺市	17	120	0	0	8	21	9	38	15	101
観音寺市	77	590	36	229	22	166	29	376	26	171
さぬき市	27	230	46	422	11	100	11	80	17	137
東かがわ市	17	54	17	171	22	133	3	5	9	64
三豊市	46	314	39	201	24	195	35	234	8	59
土庄町	2	9	4	45	12	137	9	48	7	55
小豆島町	7	21	1	5	6	34	5	10	0	0
三木町	13	104	3	9	5	44	7	29	7	66
宇多津町	8	56	19	106	22	141	4	20	3	18
綾川町	20	113	20	163	3	8	11	123	8	46
琴平町	6	53	3	4	3	14	3	5	1	0.35
多度津町	12	51	3	5	10	53	17	179	0	0
まんのう町	18	167	9	29	0	0	3	18	3	22
合計	687	5,127	420	2,944	397	2,990	393	3,278	210	1,760



○ 政策保証取組実績の推移

(単位：件、百万円)

	23年度		24年度		25年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
創業関連・創業等関連保証	58	288	65	311	39	190
流動資産担保融資保証	30	1,017	34	1,091	34	1,072
中小企業特定社債保証	4	120	4	184	2	64
経営力強化保証	0	0	1	5	19	245
事業再生計画実施関連保証 (経営改善サポート保証)	0	0	0	0	14	169
政策保証合計	92	1,425	104	1,591	108	1,740



香川県信用保証協会定款

第1章 総則

(目的)

第1条 本協会は、中小企業者等のために信用保証の業務を行い、もってこれらの者に対する金融の円滑化を図ることを目的とする。

(名称)

第2条 本協会は、香川県信用保証協会という。

(事務所)

第3条 本協会は、主たる事務所を高松市に置く。

(定款の変更)

第4条 この定款は、理事会の決議をもって変更することができる。

2 前項の決議は理事の3分の2以上の者の同意によって行わなければならない。

(公告)

第5条 本協会の公告は、本協会の掲示場に掲示して行い、且つ、高松市において発行する四国新聞に掲載して行い、

第2章 業務

(業務)

第6条 本協会は、第1条の目的を達するために左の業務を行う。

- (1) 中小企業者等が銀行その他の金融機関から資金の貸付け又は手形の割引を受けること等により金融機関に対して負担する債務の保証
- (2) 中小企業者等の債務を銀行その他の金融機関が保証する場合における当該保証債務の保証
- (3) 銀行その他の金融機関が株式会社日本政策金融公庫の委託を受けて中小企業者等に対する貸付けを行った場合、当該金融機関が中小企業者等の当該借入れによる債務を保証することとなる場合におけるその保証をしたこととなる債務の保証
- (4) 中小企業者が発行する社債(当該社債の発行が金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限り、社債、株式等の振替に関する法律(平成13年法律第75号)第66条第1号に規定する短期社債を除く。)のうち銀行その他の金融機関が引き受けるものに係る債務の保証
- (5) 前各号に掲げる業務に附随し、本協会の目的を達するために必要な業務

2 本協会は、前項の業務のほか、当該業務の遂行を妨げない限度において、次の業務を行う。

- (1) 前項各号の債務の保証をするに当たり行う当該債務の保証に係る中小企業者が発行する新株予約権の引受け
- (2) 前項各号の債務の保証に基づき求償権を取得した場合における当該債務の保証に係る中小企業者に係る次に掲げる業務

イ 債権管理回収業に関する特別措置法(平成10年法律第126号)第2条第1項第1号から第3号までに掲げる債権(以下この号において「特定金銭債権」という。)、特定金銭債権を担保する保証契約に基づく債権及び信用保証協会その他信用保証協会法施行令(昭和28年政令第271号)で定める者が特定金銭債権を担保する保証契約に基づく債権に係る債務を履行した場合に取得する求償権並びにこれらの債権に類し又は密接に関連するものとして同施行令で定めるものの譲受け

ロ イの規定により譲り受けた債権の管理(当該債権の管理のために必要な一切の裁判上又は裁判外の行為を含む。)

ハ イ及びロに掲げる業務に関連して必要な交渉及び調査並びに当該中小企業者に対する助言

- (3) 投資事業有限責任組合契約に関する法律(平成10年法律第90号)第2条第2項に規定する投資事業有限責任組合が行う中小企業者に対する投資事業(過大な債務を負っている中小企業者の事業の再生を図るものに限る。)に必要な資金の出資
- (4) 前各号に掲げる業務に付随し、本協会の目的を達するために必要な業務

- 3 本協会は、前項第2号イの規定により譲り受けた債権の回収に係る業務については、弁護士(弁護士法人を含む。)を代理人とし、又は債権回収会社(債権管理回収業に関する特別措置法第2条第3項に規定する債権回収会社をいう。)に委託するものとする。
- 4 この条において「中小企業者」とは、香川県内において、商業、工業、鉱業、運送業、サービス業その他の事業を行う中小規模の事業者をいい、「中小企業者等」とは、中小企業者、香川県内に住所若しくは居所を有する者又は同県内において勤労に従事する者をいう。

(保証債務の最高限度)

- 第7条 本協会の保証債務額の最高限度は、基本財産並びに当該年度の出捐金及び次条に規定する金融機関等負担金の合計額の15倍とする。
- 2 前項における「保証債務額」とは、保証債務の総額に10分の3.0を乗じて得た額とする。

第3章 資産及び会計

(基本財産)

- 第8条 本協会は、組織変更による本協会成立のときにおける資産の総額を基本財産として管理する。
- 2 毎事業年度の決算における当該事業年度の収支の差額の剰余は、その100分の50の範囲内で収支差額変動準備金として繰り入れることができ、収支の差額の欠損は収支差額変動準備金をもって補てんすることができるものとし、それらの繰り入れ又は補てん後の差額は当該事業年度末における基本財産の増加又は減少とする。
 - 3 出捐金は当該事業年度末の基本財産の増加とする。
 - 4 本協会は、金融機関等負担金(第6条第1項に掲げる債務の保証をするための業務に係る資金に充てるための負担金をいう。)を受入れ、これを基本財産に充てることことができる。金融機関等負担金は、当該事業年度末の基本財産の増加とする。
 - 5 収支差額変動準備金は、これを取り崩し基本財産に充てることことができる。この振替額は当該事業年度末の基本財産の増加とする。
 - 6 第2項から前項までに規定する場合を除くほか、本協会の基本財産は変更をしないものとする。

(事業年度)

- 第9条 本協会の事業年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

第4章 役員及び顧問

(定数)

- 第10条 本協会に役員として理事17人以内及び監事3人以内を置く。

(任命)

- 第11条 理事及び監事は、学識経験者のうちから香川県知事が任命する。

(任期)

- 第12条 理事の任期は3年、監事の任期は2年とする。但し、理事及び監事は再任されることが出来る。
- 2 理事12人以下又は監事1人となったときは、遅滞なく、補欠の理事又は監事を定めなければならない。補欠の理事又は監事の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 3 任期の満了又は辞任に因って退任した理事又は監事は、新たに定められた理事又は監事が就任するまでなおその職務を行なう。

(会長、専務理事、常務理事)

- 第13条 理事のうちから会長1人、専務理事1人及び常務理事1人を互選する。
- 2 会長は、本協会を代表し、その業務を総理する。
 - 3 専務理事は、本協会を代表し、会長を補佐して本協会の業務を処理し、会長に事故があるときはその職務を行なう。
 - 4 常務理事は、本協会を代表し、会長、専務理事を補佐して本協会の業務を処理し、会長、専務理事に事故があるときはその職務を行なう。

(理事会)

第14条 理事会は理事をもって組織する。

第15条 本協会の業務は理事の全員をもって組織する理事会の決議により処理しなければならない。

第16条 理事会は会長が招集する。

2 理事の3分の1以上が会議の目的たる事項を示して会長に理事会の招集を請求したときは、会長はすみやかに理事会を招集しなければならない。

3 理事会は、この定款に別段の定めある場合を除いて、理事の過半数が出席しなければ議事を開き議決することができない。

4 理事会の議事は、この定款に別段の定めある場合を除いて、出席した理事の過半数の同意をもって決する。

5 理事会の決議をなすべき場合において理事全員の同意があるときは、書面による決議をもって理事会の決議に代えることができる。

6 前項の書面による決議には理事会の決議に関する規定を準用する。

7 決議の目的である事項につき、理事全員が書面をもって同意を表したときは、書面による決議があったものとする。

(顧問)

第17条 本協会に顧問をおくことができる。

2 顧問は学識経験のある者のうちから理事会の議決を経て会長が委嘱する。

第5章 合併及び解散

(合併)

第18条 本協会は理事会の決議により合併することができる。

2 前項の決議は、理事の3分の2以上の者の同意によって行なわなければならない。

(解散事由)

第19条 本協会は、次の事由によって解散する。

(1) 理事会の決議

(2) 合併

(3) 破産手続開始の決定

(4) 設立認可の取消し

2 前項第1号の決議には前条第2項の規定を準用する。

(残余財産の帰属)

第20条 本協会が解散した場合において協会の債務を弁済してなお残余財産があるときは、これを協会に対する資金その他の財産の出捐者に対し、出捐の額に応じ、且つ、その出捐の額を限度として分配するものとする。

2 前項の規定による分配の結果なお残余財産があるときは、その財産は香川県に帰属する。

(附則)

この定款は、平成22年6月17日から施行する。

